

報告第4号

寄附の受入れについて

下記のとおり寄附の申出があり、これを受け入れたので報告する。

記

- 1 寄附者住所氏名 茨城県那珂郡東海村大字村松2005番地
東海村遺族会 会長 佐藤 弘子
- 2 寄 附 品 名 東海村戦没者アルバム 2冊
- 3 寄 附 目 的 博物館資料として保存活用するため
- 4 寄 附 年 月 日 令和8年4月14日

令和8年6月1日 提出

東海村長 山 田



報告第5号

寄附の受入れについて

下記のとおり寄附の申出があり、これを受け入れたので報告する。

記

- 1 寄附者住所氏名 茨城県那珂郡東海村舟石川駅西二丁目11番7号
エーテック株式会社
代表取締役社長 久家 伸司
- 2 寄附金額 金100,000円
- 3 寄附目的 子供たちのため
- 4 寄附年月日 令和8年4月22日

令和8年6月1日 提出

東海村長 山 田



報告第6号

令和7年度東海村一般会計繰越明許費繰越計算書

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により，令和7年度東海村一般会計繰越明許費繰越計算書について，別紙のとおり報告する。

令和8年6月1日 提出

東海村長 山 田



令和7年度東海村一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 | 翌年度繰越額 | 左の財源内訳 | | | | |
|-------|-----------|--------------------|-------------|-------------|---------|------------|------------|-----|------------|
| | | | | | 既収入特定財源 | 未収入特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | |
| 2 総務費 | 1 総務管理費 | 原子力災害対策設備修繕 | 6,740,000 | 6,740,000 | | 6,740,000 | | | 0 |
| | | 防災情報ネットワークシステム更新負担 | 11,253,000 | 11,253,000 | | | 11,200,000 | | 53,000 |
| | | 食料品物価高騰対応支援金給付事業 | 249,748,000 | 94,600,000 | | 60,875,000 | | | 33,725,000 |
| | 3 戸籍住民登録費 | 戸籍附票システム改修業務委託 | 1,848,000 | 1,848,000 | | 1,848,000 | | | 0 |
| | | 住民記録システム改修業務委託 | 440,000 | 440,000 | | 440,000 | | | 0 |
| | | カードプリンタ用ソフト改修業務委託 | 110,000 | 110,000 | | | | | 110,000 |
| 3 民生費 | 2 児童福祉費 | 物価高対応子育て応援手当支給事業 | 201,000 | 201,000 | | 201,000 | | | 0 |
| 7 土木費 | 2 道路橋梁費 | 道路基礎調査及び設計委託 | 50,196,000 | 45,960,000 | | | | | 45,960,000 |
| | | 村道用地購入 | 4,670,000 | 4,670,000 | | | | | 4,670,000 |
| | | 用地購入に係る補償 | 612,000 | 612,000 | | | | | 612,000 |
| | | 電柱移設補償 | 5,000,000 | 5,000,000 | | | | | 5,000,000 |
| 合 計 | | | 330,818,000 | 171,434,000 | | 70,104,000 | 11,200,000 | | 90,130,000 |

令和8年6月1日 提出

東海村長 山田 修

報告第7号

令和7年度水戸・勝田都市計画事業東海中央土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により，令和7年度水戸・勝田都市計画事業東海中央土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について，別紙のとおり報告する。

令和8年6月1日 提出

東海村長 山 田



修

令和7年度水戸・勝田都市計画事業東海中央土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 | 翌年度繰越額 | 左の財源内訳 | | | | |
|-----|---------|-------------------------|------------|------------|---------|---------|-----|-----|------------|
| | | | | | 既収入特定財源 | 未収入特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | |
| 1 | 区画整理事業費 | 1 東海中央土地区画整理事業費 設計委託 | 14,300,000 | 14,300,000 | | | | | 14,300,000 |
| | | 整地工事 | 84,423,000 | 84,423,000 | | | | | 84,423,000 |
| 合 計 | | | 98,723,000 | 98,723,000 | | | | | 98,723,000 |

令和8年6月1日 提出

東海村長 山田 修

報告第8号

令和7年度東海村一般会計事故繰越し繰越計算書

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により，令和7年度東海村一般会計事故繰越し繰越計算書について，別紙のとおり報告する。

令和8年6月1日 提出

東海村長 山 田



令和7年度東海村一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位 円)

| 款 | 項 | 事業名 | 支出負担 行為額 | 左の内訳 | | 支出負 担行為 予定額 | 翌年度 繰越額 | 左の財源内訳 | | | 説 明 | |
|-------|-------------|---------------|-------------|-------------|------------|-------------------|------------|---------------|-------------|-----|-----------|---|
| | | | | 支出済額 | 支 出 未済額 | | | 既 収 入 特定財源 | 未収入特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | | | | | | 国 庫 支出金等 | その他 | | |
| 7 土木費 | 2 道路橋 梁費 | 村道用地購 入 | 60,986,190 | 58,970,446 | 2,015,744 | | 2,015,744 | | 1,091,000 | | 924,744 | 令和6年度から交渉を継 続しており、契約の意向 は示されたものの、地権 者の療養により、建物等 の年度内移転完了が不可 能となったため。 |
| | | 用地購入に 係る補償 | 153,820,200 | 145,463,913 | 8,356,287 | | 8,356,287 | | 4,343,000 | | 4,013,287 | |
| 合 計 | | | 214,806,390 | 204,434,359 | 10,372,031 | | 10,372,031 | | 5,434,000 | | 4,938,031 | |

令和8年6月1日 提出

東海村長 山 田 修

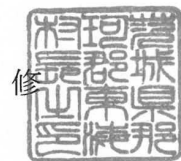
報告第9号

令和7年度東海村水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和7年度東海村水道事業会計予算繰越計算書について、別紙のとおり報告する。

令和8年6月1日 提出

東海村長 山 田



令和7年度 東海村水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

| 款 | 項 | 事業名 | 予 算 計上額 | 支払義務 発 生 額 | 翌年度 繰越額 | 左の財源内訳 | | 不要額 | 翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額 | 説 明 |
|-------------|-------------|--------------------------------------|-------------|---------------|-------------|-------------|--------------|------------|--|--|
| | | | | | | 国庫補助金 | 損益勘定 留保資金 | | | |
| 1 資本的 支出 | 1 建設 改良費 | 須和間配水場 非常用発電機設備等 更新工事 | 282,062,000 | 277,200,000 | 166,320,000 | 107,560,000 | 58,760,000 | 4,862,000 | 0 | 変圧器盤等製造メーカーから、省エネ基準改定に伴う対応部品の需要が急増し、調達に時間を要することから納期延伸の申し出があったため、工期を延長した。 |
| 1 資本的 支出 | 1 建設 改良費 | 配水管布設工事 | 360,000,000 | 334,631,000 | 68,574,000 | 0 | 68,574,000 | 25,369,000 | 0 | 国道6号線推進工事について、資材の製作時間を要したことにより納入が遅れたため、工期を延長した。 |
| 1 資本的 支出 | 1 建設 改良費 | 須和間配水場 非常用発電機設備等 更新工事施工監理 業務委託 | 8,000,000 | 7,260,000 | 7,260,000 | 0 | 7,260,000 | 740,000 | 0 | 対象工事の工期が延長したため、併せて履行期間を延長した。 |
| 計 | | | 650,062,000 | 619,091,000 | 242,154,000 | 107,560,000 | 134,594,000 | 30,971,000 | 0 | |

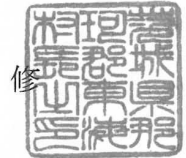
報告第10号

令和7年度東海村下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により，令和7年度東海村下水道事業会計予算繰越計算書について，別紙のとおり報告する。

令和8年6月1日 提出

東海村長 山 田



修

令和7年度東海村下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

| 款 | 項 | 事業名 | 予算計上額 | 支払義務発生額 | 翌年度繰越額 | 左の財源内訳 | | | 不用額 | 翌年度繰越額に係る要する額の限度 | 繰越額をたすた産入額 | 説明 |
|-----------------|------------|------------|-------------|-------------|-------------|--------|------------|------------|-----------|------------------|------------|------------------------------------|
| | | | | | | 国庫補助金 | 企業債 | 損益勘定留保資金 | | | | |
| 1 汚水事業 資本的支出 | 1 建設改良費 | 公共下水道工事 | 95,478,000 | 57,961,200 | 35,000,000 | 0 | 33,200,000 | 1,800,000 | 2,516,800 | 0 | 0 | 本工事施工に伴う関係者との調整により、年度内完成が困難となったため。 |
| | | 特環公共下水道工事 | 77,415,000 | 30,918,800 | 45,000,000 | 0 | 42,700,000 | 2,300,000 | 1,496,200 | 0 | 0 | 本工事施工に伴う関係者との調整により、年度内完成が困難となったため。 |
| | 2 流域下水道建設費 | 流域下水道建設負担金 | 25,402,000 | 2,538,000 | 22,864,000 | 0 | 21,200,000 | 1,664,000 | 0 | 0 | 0 | 県の建設事業が繰り越しとなったため。 |
| 2 雨水事業 資本的支出 | 1 建設改良費 | 雨水対策工事 | 278,000,000 | 227,282,000 | 50,000,000 | 0 | 0 | 50,000,000 | 718,000 | 0 | 0 | 本工事施工に伴う関係者との調整により、年度内完成が困難となったため。 |
| 計 | | | 476,295,000 | 318,700,000 | 152,864,000 | 0 | 97,100,000 | 55,764,000 | 4,731,000 | 0 | 0 | |

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

(単位：千円)

| 款 | 項 | 事業名 | 予算計上額 | 支払義務発生額 | 翌年度繰越額 | 左の財源内訳 | | | 不用額 | 翌年度繰越額に係る要する額の限度 | 繰越額をたすた産入額 | 説明 |
|-----------------|------------|------------|------------|------------|---------|--------|---------|----------|-----|------------------|------------|---|
| | | | | | | 国庫補助金 | 企業債 | 損益勘定留保資金 | | | | |
| 1 汚水事業 資本的支出 | 2 流域下水道建設費 | 流域下水道建設負担金 | 11,586,000 | 10,903,000 | 683,000 | 0 | 600,000 | 83,000 | 0 | 0 | 0 | 県の建設事業において、社会的要因に起因する半導体不足に伴い、年度内の事業完了が困難な状況となったため。 |

承認第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定によ
って別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これ
を報告し、承認を求める。

令和8年6月1日 提出

東海村長 山 田



専決処分第 3 号

議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により令和 7 年度東海村一般会計補正予算（第 11 号）を別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 31 日

東海村長 山 田 修

令和7年度 東海村一般会計補正予算（第11号）

専決処分第3号

令和7年度 東海村一般会計補正予算（第11号）

令和7年度東海村の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ280,113千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,047,855千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月31日 専決処分

東海村長 山 田 修

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------------------|--|------------|----------|------------|
| 1 村 税 | | 11,470,024 | △21,878 | 11,448,146 |
| | 1 村 民 税 | 3,295,105 | △51,139 | 3,243,966 |
| | 2 固 定 資 産 税 | 7,129,275 | 29,836 | 7,159,111 |
| | 3 軽 自 動 車 税 | 123,188 | 5,845 | 129,033 |
| | 4 村 た ば こ 税 | 285,004 | △6,420 | 278,584 |
| 2 地 方 譲 与 税 | | 186,772 | 177 | 186,949 |
| | 3 森 林 環 境 譲 与 税 | 5,228 | 177 | 5,405 |
| 7 地 方 消 費 税 交 付 金 | | 1,007,056 | 67,459 | 1,074,515 |
| | 1 地 方 消 費 税 交 付 金 | 1,007,056 | 67,459 | 1,074,515 |
| 9 地 方 特 例 交 付 金 | | 44,979 | 38 | 45,017 |
| | 2 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 地 方 税 減 収 補 填 特 別 交 付 金 | 4,621 | 38 | 4,659 |
| 10 地 方 交 付 税 | | 2,000 | 22,122 | 24,122 |
| | 1 地 方 交 付 税 | 2,000 | 22,122 | 24,122 |
| 12 分 担 金 及 び 負 担 金 | | 112,902 | △147 | 112,755 |
| | 1 負 担 金 | 112,902 | △147 | 112,755 |
| 14 国 庫 支 出 金 | | 4,757,337 | △43,561 | 4,713,776 |
| | 2 国 庫 補 助 金 | 1,376,938 | △43,561 | 1,333,377 |
| 15 県 支 出 金 | | 1,388,517 | △452 | 1,388,065 |
| | 2 県 補 助 金 | 496,758 | △1,703 | 495,055 |
| | 3 委 託 金 | 122,978 | 1,251 | 124,229 |
| 17 寄 附 金 | | 60,984 | 3,799 | 64,783 |
| | 1 寄 附 金 | 60,984 | 3,799 | 64,783 |
| 18 繰 入 金 | | 3,202,898 | △305,435 | 2,897,463 |
| | 2 基 金 繰 入 金 | 3,165,592 | △305,435 | 2,860,157 |
| 20 諸 収 入 | | 392,072 | △2,235 | 389,837 |

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | |
|------|-----|---------------|------------|----------|------------|
| 20 諸 | 収 入 | 1 延滞金，加算金及び過料 | 5,191 | △2,235 | 2,956 |
| 歳 | 入 | 合 計 | 24,327,968 | △280,113 | 24,047,855 |

歳 出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|-------------|-----------|---------|-----------|
| 2 総務費 | | 4,206,219 | △56,784 | 4,149,435 |
| | 1 総務管理費 | 3,679,997 | △44,745 | 3,635,252 |
| | 2 徴税費 | 289,542 | △4,879 | 284,663 |
| | 3 戸籍住民登録費 | 135,511 | △4,006 | 131,505 |
| | 4 選挙費 | 58,641 | △2,987 | 55,654 |
| | 6 監査委員費 | 22,491 | △167 | 22,324 |
| 3 民生費 | | 8,250,353 | △45,511 | 8,204,842 |
| | 1 社会福祉費 | 4,399,339 | △30,936 | 4,368,403 |
| | 2 児童福祉費 | 3,849,249 | △13,445 | 3,835,804 |
| | 4 災害援護資金貸付金 | 1,764 | △1,130 | 634 |
| 4 衛生費 | | 2,612,735 | △76,560 | 2,536,175 |
| | 1 保健衛生費 | 1,185,699 | △50,077 | 1,135,622 |
| | 2 清掃費 | 1,088,277 | △26,483 | 1,061,794 |
| 5 農林水産業費 | | 390,393 | △27,432 | 362,961 |
| | 1 農業費 | 390,393 | △27,432 | 362,961 |
| 6 商工費 | | 570,823 | △1,577 | 569,246 |
| | 1 商工費 | 570,823 | △1,577 | 569,246 |
| 7 土木費 | | 2,985,461 | △7,890 | 2,977,571 |
| | 1 土木管理費 | 88,780 | △1,046 | 87,734 |
| | 2 道路橋梁費 | 703,853 | △2,156 | 701,697 |
| | 3 都市計画費 | 2,188,524 | △4,688 | 2,183,836 |
| 8 消防費 | | 712,493 | △9,528 | 702,965 |
| | 1 消防費 | 712,493 | △9,528 | 702,965 |
| 9 教育費 | | 3,960,322 | △47,420 | 3,912,902 |
| | 1 教育総務費 | 835,165 | △7,441 | 827,724 |
| | 2 小学校教育費 | 754,292 | △16,633 | 737,659 |

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|-------------|------------|----------|------------|
| 9 教 育 費 | 3 中 学 校 費 | 248,645 | △12,154 | 236,491 |
| | 4 幼 稚 園 費 | 409,515 | △777 | 408,738 |
| | 5 社 会 教 育 費 | 1,130,669 | △2,416 | 1,128,253 |
| | 6 保 健 体 育 費 | 582,036 | △7,999 | 574,037 |
| 11 公 債 費 | | 164,704 | △7,411 | 157,293 |
| | 1 公 債 費 | 164,704 | △7,411 | 157,293 |
| 歳 出 | 合 計 | 24,327,968 | △280,113 | 24,047,855 |

一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------------------|------------|----------|------------|
| 1 村 税 | 11,470,024 | △21,878 | 11,448,146 |
| 2 地 方 譲 与 税 | 186,772 | 177 | 186,949 |
| 7 地 方 消 費 税 交 付 金 | 1,007,056 | 67,459 | 1,074,515 |
| 9 地 方 特 例 交 付 金 | 44,979 | 38 | 45,017 |
| 10 地 方 交 付 税 | 2,000 | 22,122 | 24,122 |
| 12 分 担 金 及 び 負 担 金 | 112,902 | △147 | 112,755 |
| 14 国 庫 支 出 金 | 4,757,337 | △43,561 | 4,713,776 |
| 15 県 支 出 金 | 1,388,517 | △452 | 1,388,065 |
| 17 寄 附 金 | 60,984 | 3,799 | 64,783 |
| 18 繰 入 金 | 3,202,898 | △305,435 | 2,897,463 |
| 20 諸 収 入 | 392,072 | △2,235 | 389,837 |
| 歳 入 合 計 | 24,327,968 | △280,113 | 24,047,855 |

歳出

(単位：千円)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | |
|----------|------------|----------|------------|----------|-----|---------|----------|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | |
| 2 総務費 | 4,206,219 | △56,784 | 4,149,435 | △42,310 | | 1,653 | △16,127 |
| 3 民生費 | 8,250,353 | △45,511 | 8,204,842 | | | 730 | △46,241 |
| 4 衛生費 | 2,612,735 | △76,560 | 2,536,175 | | | △1,564 | △74,996 |
| 5 農林水産業費 | 390,393 | △27,432 | 362,961 | △1,531 | | | △25,901 |
| 6 商工費 | 570,823 | △1,577 | 569,246 | | | 500 | △2,077 |
| 7 土木費 | 2,985,461 | △7,890 | 2,977,571 | | | △96,177 | 88,287 |
| 8 消防費 | 712,493 | △9,528 | 702,965 | | | | △9,528 |
| 9 教育費 | 3,960,322 | △47,420 | 3,912,902 | △172 | | 2,334 | △49,582 |
| 11 公債費 | 164,704 | △7,411 | 157,293 | | | | △7,411 |
| 歳出合計 | 24,327,968 | △280,113 | 24,047,855 | △44,013 | | △92,524 | △143,576 |

2 歳 入

(款) 1 村税

(項) 1 村民税

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説明 |
|------|-----------|---------|-----------|---------|---------|---------------|
| | | | | 区 分 | 金 額 | |
| 1 個人 | 2,658,652 | 21,110 | 2,679,762 | 1 現年課税分 | 27,344 | 個人村民税 27,344 |
| | | | | 2 滞納繰越分 | △6,234 | 滞納繰越分 △6,234 |
| 2 法人 | 636,453 | △72,249 | 564,204 | 1 現年課税分 | △72,249 | 法人村民税 △72,249 |
| 計 | 3,295,105 | △51,139 | 3,243,966 | | | |

(款) 1 村税

(項) 2 固定資産税

| | | | | | | |
|-----------------|-----------|--------|-----------|---------|--------|--------------|
| 1 固定資産税 | 7,123,529 | 15,504 | 7,139,033 | 1 現年課税分 | 15,504 | 固定資産税 15,504 |
| 2 国有資産等所在市町村交付金 | 5,746 | 14,332 | 20,078 | 1 現年課税分 | 14,332 | 交付金 14,332 |
| 計 | 7,129,275 | 29,836 | 7,159,111 | | | |

(款) 1 村税

(項) 3 軽自動車税

| | | | | | | |
|---------|---------|-------|---------|---------|-------|-------------|
| 1 環境性能割 | 6,263 | 3,337 | 9,600 | 1 現年課税分 | 3,337 | 環境性能割 3,337 |
| 2 種別割 | 116,925 | 2,508 | 119,433 | 1 現年課税分 | 2,508 | 軽自動車税 2,508 |
| 計 | 123,188 | 5,845 | 129,033 | | | |

(款) 1 村税

(項) 4 村たばこ税

| | | | | | | |
|---------|---------|--------|---------|---------|--------|--------------|
| 1 村たばこ税 | 285,004 | △6,420 | 278,584 | 1 現年課税分 | △6,420 | 村たばこ税 △6,420 |
| 計 | 285,004 | △6,420 | 278,584 | | | |

(款) 2 地方譲与税

(項) 3 森林環境譲与税

| | | | | | | |
|-----------|-------|-----|-------|-----------|-----|-------------|
| 1 森林環境譲与税 | 5,228 | 177 | 5,405 | 1 森林環境譲与税 | 177 | 森林環境譲与税 177 |
|-----------|-------|-----|-------|-----------|-----|-------------|

(款) 2 地方譲与税

(項) 3 森林環境譲与税

(単位:千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説明 |
|---|-------|-----|-------|----|----|----|
| | | | | 区分 | 金額 | |
| 計 | 5,228 | 177 | 5,405 | | | |

(款) 7 地方消費税交付金

(項) 1 地方消費税交付金

| | | | | | | | |
|------------|-----------|--------|-----------|------------|--------|----------|--------|
| 1 地方消費税交付金 | 1,007,056 | 67,459 | 1,074,515 | 1 地方消費税交付金 | 67,459 | 地方消費税交付金 | 67,459 |
| 計 | 1,007,056 | 67,459 | 1,074,515 | | | | |

(款) 9 地方特例交付金

(項) 2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金

| | | | | | | | |
|------------------------------|-------|----|-------|------------------------------|----|----------------------------|----|
| 1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 | 4,621 | 38 | 4,659 | 1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 | 38 | 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 | 38 |
| 計 | 4,621 | 38 | 4,659 | | | | |

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

| | | | | | | | |
|---------|-------|--------|--------|---------|--------|--------------------|---------------|
| 1 地方交付税 | 2,000 | 22,122 | 24,122 | 1 地方交付税 | 22,122 | 特別交付税 震災復興特別交付税 | 21,176 946 |
| 計 | 2,000 | 22,122 | 24,122 | | | | |

(款) 12 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

| | | | | | | | |
|----------|--------|--------|--------|--------------|--------|-------------|--------|
| 1 総務費負担金 | 5,657 | 653 | 6,310 | 1 総務管理費負担金 | 653 | 派遣職員給与費等負担金 | 653 |
| 2 民生費負担金 | 89,201 | 730 | 89,931 | 1 社会福祉総務費負担金 | 154 | 派遣職員給与費等負担金 | 154 |
| | | | | 3 医療福祉費負担金 | 576 | 派遣職員給与費等負担金 | 576 |
| 3 衛生費負担金 | 17,690 | △1,564 | 16,126 | 1 環境衛生費負担金 | △1,564 | 派遣職員給与費等負担金 | △1,564 |

(款) 12 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

(単位:千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説明 |
|----------|---------|------|---------|------------|----|----------------|
| | | | | 区分 | 金額 | |
| 4 教育費負担金 | 354 | 34 | 388 | 1 社会教育費負担金 | 34 | 派遣職員給与費等負担金 34 |
| 計 | 112,902 | △147 | 112,755 | | | |

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

| | | | | | | |
|------------|-----------|---------|-----------|--------------|---------|---|
| 1 総務費国庫補助金 | 694,333 | △43,561 | 650,772 | 1 総務管理費補助金 | △47,207 | 放射線量低減対策特別緊急事業費補助金 △43,560 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 △611 デジタル基盤改革支援補助金 △3,036 |
| | | | | 2 戸籍住民登録費補助金 | 3,646 | 個人番号カード交付事務費補助金 3,646 |
| 計 | 1,376,938 | △43,561 | 1,333,377 | | | |

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

| | | | | | | |
|--------------|---------|--------|---------|-----------|--------|--|
| 4 農林水産業費県補助金 | 8,530 | △1,531 | 6,999 | 1 農業費補助金 | △1,531 | 茨城県環境保全型農業直接支援対策事業費補助金 △1,426 茨城県鳥獣被害防止促進補助金 △105 |
| 7 教育費県補助金 | 7,838 | △172 | 7,666 | 2 中学校費補助金 | △172 | 被災生徒就学支援等事業補助金 △172 |
| 計 | 496,758 | △1,703 | 495,055 | | | |

(款) 15 県支出金

(項) 3 委託金

| | | | | | | |
|-----------|---------|-------|---------|----------|-------|---------------|
| 1 総務費県委託金 | 117,978 | 1,251 | 119,229 | 1 徴税费委託金 | 1,251 | 県税徴収委託金 1,251 |
| 計 | 122,978 | 1,251 | 124,229 | | | |

(款) 17 寄附金

(項) 1 寄附金

| | | | | | | |
|--------------|--------|-------|--------|--------------|-------|---------------------|
| 2 ふるさとづくり寄附金 | 60,963 | 3,799 | 64,762 | 1 ふるさとづくり寄附金 | 3,799 | 企業版ふるさとづくり寄附金 3,799 |
|--------------|--------|-------|--------|--------------|-------|---------------------|

(款) 17 寄附金

(項) 1 寄附金

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説明 |
|---|--------|-------|--------|----|----|----|
| | | | | 区分 | 金額 | |
| 計 | 60,984 | 3,799 | 64,783 | | | |

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

| | | | | | | | |
|--------------------|-----------|----------|-----------|--------------------|----------|------------------|----------|
| 5 財政調整基金繰入金 | 1,804,910 | △209,258 | 1,595,652 | 1 財政調整基金繰入金 | △209,258 | 財政調整基金繰入金 | △209,258 |
| 6 公共施設等総合管理推進基金繰入金 | 976,500 | △96,177 | 880,323 | 1 公共施設等総合管理推進基金繰入金 | △96,177 | 公共施設等総合管理推進基金繰入金 | △96,177 |
| 計 | 3,165,592 | △305,435 | 2,860,157 | | | | |

(款) 20 諸収入

(項) 1 延滞金, 加算金及び過料

| | | | | | | | |
|-------|-------|--------|-------|-------|--------|-----|--------|
| 1 延滞金 | 5,191 | △2,235 | 2,956 | 1 延滞金 | △2,235 | 延滞金 | △2,235 |
| 計 | 5,191 | △2,235 | 2,956 | | | | |

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | 一般財源 | 節 | | 説明 | |
|---------|---------|---------|---------|----------|-----|-----|---------|----------------|--------|---------------------|-------------------|
| | | | | 特定財源 | | | | 区分 | 金額 | | |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | | | | | |
| 1 一般管理費 | 928,984 | △27,965 | 901,019 | | | 653 | △28,618 | 1 報酬 | △190 | ○特別職人件費支払事業 特別職給 | △175 △117 |
| | | | | | | | | 2 給料 | △4,524 | 特別職職員共済組合負担金 | △58 |
| | | | | | | | | 3 職員手当等 | △7,929 | ○一般職人件費支払事業 一般職給 | △18,408 △4,407 |
| | | | | | | | | 4 共済費 | △6,130 | 扶養手当 | △127 |
| | | | | | | | | 8 旅費 | △45 | 住居手当 | △393 |
| | | | | | | | | 10 需用費 | △984 | 通勤手当 | △10 |
| | | | | | | | | 11 役務費 | △5,014 | 管理職手当 | △125 |
| | | | | | | | | 12 委託料 | △2,949 | 一般職期末手当 | △1,039 |
| | | | | | | | | 13 使用料及び賃借料 | △154 | 勤勉手当 | △1,119 |
| | | | | | | | | 18 負担金、補助及び交付金 | △46 | 職員退職手当組合負担金 | △5,000 |
| | | | | | | | | | | 地域手当 | △116 |
| | | | | | | | | | | 一般職員共済組合負担金 | △6,050 |
| | | | | | | | | | | 雇用保険料負担金 | △22 |
| | | | | | | | | | | ○総務諸費 | △5,928 |
| | | | | | | | | | | 食糧費 | △26 |
| | | | | | | | | | | 封筒印刷代 | △707 |
| | | | | | | | | | | 庁用諸用紙印刷代 | △118 |
| | | | | | | | | | | 郵便料 | △4,895 |
| | | | | | | | | | | 電信料 | △36 |
| | | | | | | | | | | 総合賠償補償保険料 | △83 |
| | | | | | | | | | | NHK受信料 | △55 |
| | | | | | | | | | | 職員研修等負担金 | △8 |
| | | | | | | | | | | ○総務事務管理諸費 | △78 |
| | | | | | | | | | | 普通旅費 | △40 |
| | | | | | | | | | | 職員研修等負担金 | △38 |
| | | | | | | | | | | ○例規集管理事業 | △99 |
| | | | | | | | | | | 政策法務支援システム使用料 | △99 |
| | | | | | | | | | | ○マイクロシステム推進事業 | △2,836 |
| | | | | | | | | | | マイクロシステム処理業務委託料 | △2,836 |
| | | | | | | | | | | ○行政文書デジタル化推進事業 | △113 |

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | 一般財源 | 節 | | 説明 |
|---------|---------|--------|---------|----------|-----|-----|--------|-------------|---|--|
| | | | | 特定財源 | | | | 区分 | 金額 | |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | | | | |
| | | | | | | | | | 文書管理システムサーバー移行作業委託料 △113 ○東海村情報公開・個人情報保護審査会運営事業 △72 東海村情報公開・個人情報保護審査会委員報酬 △70 費用弁償 △2 ○東海村行政不服審査制度運営事業 △123 行政不服審査専門員報酬 △120 費用弁償 △3 ○人事・研修諸費 △133 消耗品費 △133 | |
| 3 財政管理費 | 4,148 | △178 | 3,970 | | | | △178 | 12 委託料 | △178 | ○財務諸費 △178 財務書類作成支援業務委託料 △178 |
| 5 財産管理費 | 385,953 | △5,251 | 380,702 | | | | △5,251 | 7 報償費 | △50 | ○庁舎維持管理事業 △3,456 電気料 △1,000 |
| | | | | | | | | 8 旅費 | △66 | 施設・設備修繕料 △1,100 物品修繕料 △103 |
| | | | | | | | | 10 需用費 | △3,143 | 電信料 △516 庁舎駐車場改修工事に伴う雨水貯留施設設計業務委託料 △540 |
| | | | | | | | | 11 役務費 | △820 | 庁舎地下変電設備改修工事(第6期) △197 |
| | | | | | | | | 12 委託料 | △540 | ○自動車購入及び維持管理事業 △1,204 燃料費 △800 |
| | | | | | | | | 13 使用料及び賃借料 | △300 | 有料道路通行料 △300 自動車重量税 △104 |
| | | | | | | | | 14 工事請負費 | △197 | ○財産管理事務事業 △404 施設・設備修繕料 △100 |
| | | | | | | | | 18 負担金、補助 | △31 | 建物災害共済基金分担金 △304 |

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | 一般財源 | 節 | | 説明 | |
|---------------|---------|--------|---------|----------|-----|-------|----------|--------------------|---------------------------------|---|--|
| | | | | 特定財源 | | | | 区分 | 金額 | | |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | | | | | |
| | | | | | | | 及び交付金 | | ○工事等検査事業 職員研修等負担金 | △31 △31 | |
| | | | | | | | 26 公 課 費 | △104 | ○財政経営諸費 講師謝礼 普通旅費 消耗品費 | △156 △50 △66 △40 | |
| 6 企画費 | 506,659 | △5,901 | 500,758 | | | 1,000 | △6,901 | 7 報 償 費 | △300 | ○政策研究費 講師謝礼 普通旅費 政策研究調査委託料 職員研修等負担金 | △2,271 △300 △324 △1,547 △100 |
| | | | | | | | | 8 旅 費 | △324 | ○デマンド交通運営事業 AI配車システム賃借料 | △240 △240 |
| | | | | | | | | 12 委 託 料 | △1,974 | ○路線バス運行経費補助事業 路線バス運行経費補助金 | △943 △943 |
| | | | | | | | | 13 使用料及び 賃借料 | △240 | ○東海村企画公募補助事業 東海村企画公募補助金 | △2,020 △2,020 |
| | | | | | | | | 18 負担金、補助 及び交付金 | △3,063 | ○村松地区活性化事業 基本調査・計画策定業務委託料 | △427 △427 |
| 7 交通安全 対策費 | 72,609 | △410 | 72,199 | | | | △410 | 10 需 用 費 | △164 | ○交通安全施設整備事業 交通安全施設・防犯灯等設置 工事 | △246 △246 |
| | | | | | | | | 14 工事請負費 | △246 | ○駅前駐輪場管理運営事業 施設・設備修繕料 | △164 △164 |
| 8 原子力対 策費 | 377,233 | △1,847 | 375,386 | △43,560 | | | 41,713 | 2 給 料 | △282 | ○一般職人件費支払事業 一般職給 時間外勤務手当 一般職員共済組合負担金 | △51 △282 282 △51 |
| | | | | | | | | 3 職員手当等 | 282 | ○放射線量低減対策特別緊急事業 | △1,796 |
| | | | | | | | | 4 共 済 費 | △51 | | |

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位:千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | 一般財源 | 節 | | 説明 | |
|------------------------|-----------|---------|-----------|----------|-----|-----|--------|-----------------|--------|---|------------------------------|
| | | | | 特定財源 | | | | 区分 | 金額 | | |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | | | | | |
| | | | | | | | | 12 委託料 | △1,796 | 環境省除染廃棄物等状況調査 ・分析実証事業委託料 環境省除去土壌埋立処分実証 事業等委託料 | △1,724 △72 |
| 9 無線放送 施設費 | 18,458 | △1,207 | 17,251 | | | | △1,207 | 14 工事請負費 | △1,207 | ○防災無線放送施設整備管理事業 小規模工事 | △1,207 △1,207 |
| 10 電算処理 費 | 415,762 | △1,186 | 414,576 | 1,433 | | | △2,619 | 11 役務費 | △470 | ○ICT機器整備推進事業 パソコン賃借料 | △184 △184 |
| | | | | | | | | 12 委託料 | △400 | ○ネットワーク整備推進事業 庁内無線LAN機器保守点検 委託料 | △532 △156 |
| | | | | | | | | 13 使用料及び 賃借料 | △316 | 歴史と未来の交流館ネットワ ークスイッチ更新業務委託料 庁内ネットワーク機器賃借料 ○IT管理サポート事業 IT管理サポート業務人材派 遣手数料 | △244 △132 △470 △470 |
| 11 行政改革 推進費 | 192,891 | △348 | 192,543 | | | | △348 | 13 使用料及び 賃借料 | △165 | ○ワーク・トランスフォーメーシ ョン推進事業 来客受付ツール使用料 | △348 △165 |
| | | | | | | | | 17 備品購入費 | △183 | モデル会議室整備備品購入費 | △183 |
| 15 コミュニ ティセン ター費 | 343,641 | △452 | 343,189 | | | | △452 | 10 需用費 | △452 | ○コミュニティセンター維持管理 事業 燃料費 電気料 水道料 | △452 △127 △180 △145 |
| 計 | 3,679,997 | △44,745 | 3,635,252 | △42,127 | | | 1,653 | △4,271 | | | |

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | 一般財源 | 節 | | 説明 | |
|---------|---------|--------|---------|----------|-----|-----|--------|--|---|--|--|
| | | | | 特定財源 | | | | 区分 | 金額 | | |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | | | | | |
| 1 税務総務費 | 158,659 | △3,954 | 154,705 | 1,251 | | | △5,205 | 1 報酬 2 給料 3 職員手当等 4 共済費 8 旅費 18 負担金、補助及び交付金 | △56 △536 △2,238 △373 △133 △618 | ○一般職人件費支払事業 一般職給 扶養手当 管理職手当 一般職期末手当 勤勉手当 職員退職手当組合負担金 地域手当 一般職員共済組合負担金 ○税務総務諸費 普通旅費 地方税共同機構負担金 ○固定資産評価審査委員会運営事業 固定資産評価審査委員報酬 費用弁償 委員研修等負担金 | △3,147 △536 △423 △321 △516 △942 △1 △35 △373 △712 △100 △612 △95 △56 △33 △6 |
| 2 賦課徴税費 | 130,883 | △925 | 129,958 | | | | △925 | 11 役務費 12 委託料 | △131 △794 | ○村税賦課徴収諸費 村・県民税申告お知らせ各戸 配布手数料 ○固定資産適正評価事業 土地鑑定評価業務委託料 | △131 △131 △794 △794 |
| 計 | 289,542 | △4,879 | 284,663 | 1,251 | | | △6,130 | | | | |

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民登録費

| | | | | | | | | | | | |
|-----------|---------|--------|---------|--------|--|--|--------|-------------------------|---------------------|---|---------------------------------------|
| 1 戸籍住民登録費 | 135,511 | △4,006 | 131,505 | △1,434 | | | △2,572 | 2 給料 4 共済費 11 役務費 | △310 △49 △611 | ○一般職人件費支払事業 一般職給 雇用保険料負担金 ○戸籍住民登録事業 郵便料 | △359 △310 △49 △3,647 △611 |
|-----------|---------|--------|---------|--------|--|--|--------|-------------------------|---------------------|---|---------------------------------------|

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民登録費

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | 一般財源 | 節 | | 説明 |
|---|---------|--------|---------|----------|-----|-----|--------|--------|-------------------------|--------|
| | | | | 特定財源 | | | | 区分 | 金額 | |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | | | | |
| | | | | | | | 12 委託料 | △3,036 | 戸籍附票システム標準準拠システム移行業務委託料 | △3,036 |
| 計 | 135,511 | △4,006 | 131,505 | △1,434 | | | | | | |

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

| | | | | | | | | | | | |
|-------------|--------|--------|--------|--|--|--|--------|----------------|------|--------------------------|----------------|
| 1 選挙管理委員会費 | 3,744 | △755 | 2,989 | | | | △755 | 13 使用料及び賃借料 | △755 | ○選挙管理委員会運営事業 パソコン賃借料 | △755 △755 |
| 2 常時啓発費 | 370 | △16 | 354 | | | | △16 | 11 役務費 | △16 | ○明るい選挙啓発事業 クリーニング代 | △16 △16 |
| 6 衆議院議員総選挙費 | 17,879 | △2,216 | 15,663 | | | | △2,216 | 1 報酬 | △179 | ○衆議院議員総選挙事業 開票立会人報酬 | △2,216 △111 |
| | | | | | | | | 3 職員手当等 | △695 | 一般職報酬 時間外勤務手当 | △68 △695 |
| | | | | | | | | 8 旅費 | △26 | 費用弁償 消耗品費 | △26 △556 |
| | | | | | | | | 10 需用費 | △575 | 食糧費 郵便料 | △19 △22 |
| | | | | | | | | 11 役務費 | △22 | 投票用紙交付機等点検業務委託料 | △202 |
| | | | | | | | | 12 委託料 | △298 | 新聞折込配布業務委託料 電算処理業務委託料 | △64 △32 |
| | | | | | | | | 13 使用料及び賃借料 | △1 | 投票所エアコン使用料 投票用紙交付機購入費 | △1 △33 |
| | | | | | | | | 17 備品購入費 | △33 | 投票支援タクシー利用料金助成金 | △387 |
| | | | | | | | | 18 負担金、補助及び交付金 | △387 | | |

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

(単位:千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | 節 | | 説明 | |
|---|--------|--------|--------|----------|-----|-----|--------|----|----|----|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 | 区分 | | 金額 |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | | | | |
| 計 | 58,641 | △2,987 | 55,654 | | | | △2,987 | | | |

(款) 2 総務費

(項) 6 監査委員費

| | | | | | | | | | | | |
|---------|--------|------|--------|--|--|--|------|---------|------|---|---------------------------|
| 1 監査委員費 | 22,491 | △167 | 22,324 | | | | △167 | 3 職員手当等 | △167 | ○一般職人件費支払事業 時間外勤務手当 一般職期末手当 勤勉手当 | △167 △128 △2 △37 |
| 計 | 22,491 | △167 | 22,324 | | | | △167 | | | | |

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

| | | | | | | | | | | | |
|-----------|-----------|--------|-----------|--|--|-----|--------|----------------|--------|--|--|
| 1 社会福祉総務費 | 1,045,922 | △2,625 | 1,043,297 | | | 154 | △2,779 | 2 給料 | △2,172 | ○一般職人件費支払事業 一般職給 | △2,519 △2,172 |
| | | | | | | | | 4 共済費 | △347 | 一般職員共済組合負担金 雇用保険料負担金 | △345 △2 |
| | | | | | | | | 7 報償費 | △106 | ○地域福祉計画推進会議運営事業 地域福祉計画推進会議講師謝礼 地域福祉計画推進会議委員謝礼 | △106 △60 △46 |
| 2 老人福祉費 | 736,466 | △971 | 735,495 | | | | △971 | 1 報酬 | △376 | ○高齢福祉諸費 一般職報酬 | △376 △376 |
| | | | | | | | | 18 負担金、補助及び交付金 | △595 | ○東海村高齢者クラブ補助事業 東海村高齢者クラブ補助金 ○傾聴ボランティア補助事業 傾聴ボランティア事業補助金 ○外出支援タクシー利用料金助成事業 外出支援タクシー利用料金助成金 | △133 △133 △310 △310 △152 △152 |

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | 一般財源 | 節 | | 説明 | |
|---------|-----------|---------|-----------|----------|-----|-----|---------|---|-----------------------------------|---|--|
| | | | | 特定財源 | | | | 区分 | 金額 | | |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | | | | | |
| 3 障害福祉費 | 1,341,421 | △21,675 | 1,319,746 | | | | △21,675 | 7 報償費 12 委託料 18 負担金、補助及び交付金 19 扶助費 | △176 △2,850 △390 △18,259 | ○障害福祉サービス事業 自立支援給付費 ○身体障害者(児)補装具給付事業 身体障害者(児)補装具 ○軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金 ○自立支援等医療費支給事業 更生医療費 療養介護医療費 ○重度障害者(児)住宅リフォーム助成事業 重度障害者(児)住宅リフォーム事業助成金 ○地域生活支援事業 移動支援事業委託料 日中一時支援事業委託料 障がい者理解促進研修・啓発事業補助金 更生訓練費 日常生活用具 ○総合支援協議会運営事業 総合支援協議会委員謝礼 ○合理的配慮推進事業 合理的配慮推進助成金 | △10,000 △10,000 △555 △555 △192 △192 △6,000 △4,000 △2,000 △412 △412 △4,180 △150 △2,700 △230 △400 △700 △176 △176 △160 △160 |
| 4 医療福祉費 | 869,431 | △500 | 868,931 | | | 576 | △1,076 | 3 職員手当等 | △500 | ○一般職人件費支払事業 時間外勤務手当 | △500 △500 |
| 6 国民年金 | 17,934 | △691 | 17,243 | | | | △691 | 3 職員手当等 | △622 | ○一般職人件費支払事業 | △691 |

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | 節 | | 説明 | |
|-----------|-----------|---------|-----------|----------|-----|-----|----------|--------|--|----|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 | 区分 | | 金額 |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | | | | |
| 費 | | | | | | | 4 共 済 費 | △69 | 住居手当 △222 時間外勤務手当 △400 一般職員共済組合負担金 △69 | |
| 7 社会福祉施設費 | 388,164 | △4,474 | 383,690 | | | | 10 需 用 費 | △4,350 | ○総合福祉センター運営管理事業 △2,200 電気料 △1,000 | |
| | | | | | | | 14 工事請負費 | △124 | 水道料 △800 公共下水道料 △400 ○総合支援センター管理運営事業 △2,274 電気料 △1,900 水道料 △150 公共下水道料 △100 小規模工事 △124 | |
| 計 | 4,399,339 | △30,936 | 4,368,403 | | | 730 | △31,666 | | | |

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

| | | | | | | | | | | |
|-----------|-----------|--------|-----------|--|--|--|--------|----------------|---------|---|
| 1 児童福祉総務費 | 1,544,863 | 51,425 | 1,596,288 | | | | 51,425 | 12 委 託 料 | △466 | ○親子関係形成支援事業 △100 子育てサポーター委託料 △100 |
| | | | | | | | | 18 負担金、補助及び交付金 | △43,009 | ○民間保育所等運営補助事業 △26,209 民間保育所等運営費補助金 △26,209 |
| | | | | | | | | 19 扶 助 費 | 94,900 | ○子どものための教育・保育給付事業 95,652 子どものための教育・保育給付費 95,652 ○子育てのための施設等利用給付事業 △752 施設等利用給付費 △752 ○在宅育児手当支給事業 △7,500 在宅育児手当 △7,500 ○物価高対応子育て応援手当支給事業 △366 支給申請処理業務委託料 △366 ○低所得の子育て世帯生活応援特別給付金支給事業 △9,300 低所得の子育て世帯生活応援 |

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | 節 | | 説明 | | |
|-----------|-----------|---------|-----------|----------|-----|-----|---------|----------------|---------|---|--|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 | 区分 | | 金額 | |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | | | | | |
| | | | | | | | | | 特別給付金 | △9,300 | |
| 2 児童措置費 | 927,819 | △37,000 | 890,819 | | | | △37,000 | 19 扶助費 | △37,000 | ○児童手当支払事業 児童手当 | △37,000 △37,000 |
| 3 児童福祉施設費 | 1,376,567 | △27,870 | 1,348,697 | | | | △27,870 | 1 報酬 | △1,828 | ○一般職人件費支払事業 一般職給 | △938 △542 |
| | | | | | | | | 2 給料 | △1,292 | 時間外勤務手当 一般職員共済組合負担金 | 1,291 △390 |
| | | | | | | | | 3 職員手当等 | 1,151 | 公立学校共済組合負担金 雇用保険料負担金 | △1,291 △6 |
| | | | | | | | | 4 共済費 | △6,935 | ○保育所管理事業 保育士等報酬 | △7,421 △1,306 |
| | | | | | | | | 8 旅費 | △435 | 会計年度任用職員給 通勤手当 | △750 △140 |
| | | | | | | | | 10 需用費 | △3,928 | 社会保険料負担金 会計年度任用職員共済組合負担金 | △2,139 △2,220 |
| | | | | | | | | 12 委託料 | △2,283 | 費用弁償 小規模工事 | △286 △580 |
| | | | | | | | | 13 使用料及び賃借料 | △431 | ○百塚保育所運営事業 賄材料費 | △1,085 △1,085 |
| | | | | | | | | 14 工事請負費 | △580 | ○舟石川保育所運営事業 施設・設備修繕料 賄材料費 | △850 △278 △572 |
| | | | | | | | | 18 負担金、補助及び交付金 | △11,309 | ○けやきの杜保育所運営事業 賄材料費 ○こども園管理事業 公立学校共済組合負担金 社会保険料負担金 費用弁償 ○とうかい村松宿こども園運営事業 | △784 △784 △667 △314 △204 △149 △1,440 |

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | 節 | | 説明 | |
|---|-----------|---------|-----------|----------|-----|-----|---------|----|---|----|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 | 区分 | | 金額 |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | | | | |
| | | | | | | | | | 賄材料費 △1,009 バス借上料 △431 ○とうかい村松宿こども園子育て支援センター運営事業(重層的支援体制) △893 保育士等報酬 △522 社会保険料負担金 △371 ○長堀すこやかハウス運営管理事業(重層的支援体制) △100 子育てサポーター委託料 △100 ○学童クラブ運営管理事業 △2,183 学童クラブ指定施設管理委託料 △2,183 ○東海村病児・病後児保育施設運営管理事業 △200 施設・設備修繕料 △200 ○民間学童クラブ整備費補助事業 △11,309 民間学童クラブ整備費補助金 △11,309 | |
| 計 | 3,849,249 | △13,445 | 3,835,804 | | | | △13,445 | | | |

(款) 3 民生費

(項) 4 災害援護資金貸付金

| | | | | | | | | | | |
|-------------|-------|--------|-----|--|--|--|--------|----------------|--------|--|
| 1 災害援護資金貸付金 | 1,764 | △1,130 | 634 | | | | △1,130 | 22 償還金、利子及び割引料 | △1,130 | ○災害援護資金貸付事業 △1,130 災害援護資金貸付金償還元金 △1,130 |
| 計 | 1,764 | △1,130 | 634 | | | | △1,130 | | | |

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

| | | | | | | | | | | |
|--------|---------|--------|---------|--|--|--|--------|------|------|---|
| 1 保健衛生 | 419,102 | △5,967 | 413,135 | | | | △5,967 | 1 報酬 | △345 | ○一般職人件費支払事業 △1,636 |
|--------|---------|--------|---------|--|--|--|--------|------|------|---|

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位:千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | 一般財源 | 節 | | 説明 | | |
|--------|---------|---------|---------|----------|-----|-----|---------|--------|---|--|----------------------------------|--------|
| | | | | 特定財源 | | | | 区分 | 金額 | | | |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | | | | | | |
| 総務費 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | 2 給料 | △724 | 一般職給 通勤手当 | △724 △2 | | |
| | | | | | | | 3 職員手当等 | △338 | 時間外勤務手当 地域手当 | △300 △36 | | |
| | | | | | | | 4 共済費 | △574 | 一般職員共済組合負担金 | △574 | | |
| | | | | | | | 7 報償費 | △2,635 | ○妊産婦・乳幼児健康診査事業 乳幼児健康診査保健師等謝礼 妊婦健康診査費用助成金 | △1,085 △735 △350 | | |
| | | | | | | | 12 委託料 | △713 | ○保健衛生諸費 一般職報酬 | △345 △345 | | |
| | | | | | | | 19 扶助費 | △638 | ○子育て世帯訪問支援事業 子育て世帯訪問支援事業業務 委託料 ○産後ママあんしんケア事業 産後ケア委託料 産後ケア利用料助成金 ○妊婦等支援給付事業 妊婦等支援給付交付金 子育て応援ギフト(村単分) | △400 △400 △601 △313 △288 △1,900 △1,000 △900 | | |
| 2 予防費 | 201,559 | △34,535 | 167,024 | | | | △34,535 | 12 委託料 | △28,576 | ○予防接種事業 予防接種委託料 | △28,576 △28,576 | |
| | | | | | | | | 19 扶助費 | △5,959 | ○インフルエンザ予防接種費用助 成事業 インフルエンザ予防接種費用 助成金 ○肺炎球菌ワクチン接種費用助成 事業 肺炎球菌ワクチン接種費用助 成金 | △5,543 △5,543 △416 △416 | |
| 3 環境衛生 | 352,361 | △4,266 | 348,095 | | | | △1,564 | △2,702 | 2 給料 | △378 | ○一般職人件費支払事業 | △1,967 |

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | 一般財源 | 節 | | 説明 |
|----------------------|-----------|---------|-----------|----------|-----|--------|--------------------|--------|------------------------------|--------|
| | | | | 特定財源 | | | | 区分 | 金額 | |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | | | | |
| 費 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | 3 職員手当等 | △1,225 | 一般職給 | △378 |
| | | | | | | | | | 住居手当 | △192 |
| | | | | | | | 4 共 済 費 | △364 | 通勤手当 | △9 |
| | | | | | | | | | 時間外勤務手当 | △1,000 |
| | | | | | | | 7 報 償 費 | △34 | 地域手当 | △24 |
| | | | | | | | | | 一般職員共済組合負担金 | △364 |
| | | | | | | | 18 負担金、補助 及び交付金 | △2,265 | ○合併処理浄化槽普及促進補助事 業 | △225 |
| | | | | | | | | | 合併処理浄化槽普及促進事業 費補助金 | △225 |
| | | | | | | | | | ○省エネ設備設置補助事業 | △1,550 |
| | | | | | | | | | 省エネ設備設置補助金 | △1,550 |
| | | | | | | | | | ○省エネ家電導入促進事業 | △490 |
| | | | | | | | | | 省エネ家電導入促進補助金 | △490 |
| | | | | | | | | | ○環境基本計画推進委員会運営事 業 | △34 |
| | | | | | | | | | 環境基本計画推進委員会委員 謝礼 | △34 |
| 5 健康増進 事業費 | 100,226 | △1,871 | 98,355 | | | △1,871 | 7 報 償 費 | △211 | ○一般健康診査事業 | △1,660 |
| | | | | | | | | | 電話予約受付業務委託料 | △1,660 |
| | | | | | | | 12 委 託 料 | △1,660 | ○総合健康相談事業 | △211 |
| | | | | | | | | | 健康相談保健師等謝礼 | △211 |
| 7 霊園費 | 41,301 | △3,000 | 38,301 | | | △3,000 | 14 工事請負費 | △3,000 | ○須和間霊園維持管理事業 | △3,000 |
| | | | | | | | | | 小規模工事 | △3,000 |
| 8 後期高齢 者保健事 業費 | 44,687 | △438 | 44,249 | | | △438 | 1 報 酬 | △438 | ○高齢者の保健事業と介護予防等 の一体的な実施事業 | △438 |
| | | | | | | | | | 一般職報酬 | △438 |
| 計 | 1,185,699 | △50,077 | 1,135,622 | | | △1,564 | △48,513 | | | |

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | 節 | | 説明 | |
|---------|---------|---------|---------|----------|-----|-----|---------|---------------------|---|----|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 | 区分 | | 金額 |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | | | | |
| 1 清掃総務費 | 54,142 | △1,236 | 52,906 | | | | △1,236 | 3 職員手当等 204 | ○一般職人件費支払事業 204 時間外勤務手当 294 勤勉手当 △90 | |
| | | | | | | | | 7 報償費 △1,094 | ○ごみゼロ推進諸費 △346 普通旅費 △238 職員研修等負担金 △30 | |
| | | | | | | | | 8 旅費 △238 | ○再生資源分別促進事業 △1,094 再生資源分別回収報奨金 △1,094 | |
| | | | | | | | | 18 負担金、補助及び交付金 △108 | 廃棄物と環境を考える協議会負担金 △78 | |
| 2 ごみ処理費 | 852,758 | △18,846 | 833,912 | | | | △18,846 | 10 需用費 △8,017 | ○ごみ処理諸費 △6,633 燃料費 △100 | |
| | | | | | | | | 11 役務費 △732 | 自動車修繕料 △400 | |
| | | | | | | | | 12 委託料 △6,810 | 木製家具リサイクル業務委託料 △340 小型家電処理委託料 △1,300 | |
| | | | | | | | | 14 工事請負費 △3,086 | 破碎残渣処理委託料 △93 不燃物等運搬処理業務委託料 △2,000 | |
| | | | | | | | | 17 備品購入費 △201 | 剪定枝葉等リサイクル業務委託料 △1,400 不燃性残渣運搬処分業務委託料 △1,000 | |
| | | | | | | | | | ○清掃センター管理運営事業 △3,799 電気料 △700 水道料 △60 ごみ処理施設運転管理業務委託料 △340 自動ドア保守点検業務委託料 △11 小規模工事 △498 清掃センター長寿命化工事 △2,190 | |
| | | | | | | | | | ○最終処分場管理運営事業 △2,059 消耗品費 △480 | |

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | 一般財源 | 節 | | 説明 |
|---------|-----------|---------|-----------|----------|-----|-----|---------|---|---|----|
| | | | | 特定財源 | | | | 区分 | 金額 | |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | | | | |
| | | | | | | | | | 電気料 △630 水道料 △24 除草等業務委託料 △51 ダイオキシン等分析業務委託料 △66 測量業務委託料 △154 最終処分場汚泥処理槽清掃業務委託料 △55 小規模工事 △398 少額備品購入費 △201 ○ごみ収集カレンダー等発行事業 △1,024 ごみ収集日割表印刷代 △41 資源回収不適物ステッカー印刷代 △13 ごみ処理ハンドブック印刷代 △238 ごみ収集日割表各戸配布手数料 △128 ごみ処理ハンドブック各戸配布手数料 △604 ○ごみ袋指定推進事業 △5,331 消耗品費 △5,060 粗大ごみ処理券印刷代 △271 | |
| 3 し尿処理費 | 181,377 | △6,401 | 174,976 | | | | △6,401 | 10 需用費 △3,518 12 委託料 △955 14 工事請負費 △1,928 | ○衛生センター管理運営事業 △6,401 消耗品費 △101 電気料 △2,603 水道料 △287 施設・設備修繕料 △527 脱水汚泥運搬処理業務委託料 △955 小規模工事 △1,928 | |
| 計 | 1,088,277 | △26,483 | 1,061,794 | | | | △26,483 | | | |

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位:千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | 節 | | 説明 | |
|---------|--------|---------|--------|----------|-----|-----|--------|--|---|---|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 | 区分 | | 金額 |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | | | | |
| 3 農業振興費 | 60,029 | △7,579 | 52,450 | | | | △7,579 | 18 負担金、補助及び交付金 | △7,579 | ○集落転作実践地区育成補助事業 集落転作実践地区育成事業補助金 △509 ○転作奨励補助事業 転作奨励補助金 △7,070 △7,070 |
| 4 農業政策費 | 80,020 | △11,029 | 68,991 | △1,531 | | | △9,498 | 7 報償費 8 旅費 11 役務費 12 委託料 13 使用料及び賃借料 18 負担金、補助及び交付金 24 積立金 | △110 △233 △125 △632 △228 △9,878 177 | ○農業振興諸費 普通旅費 △233 有害鳥獣捕獲等業務委託料 △269 ○農業振興地域整備促進協議会運営事業 農用地区域管理システム保守 点検委託料 農用地区域管理システム用パソコン賃借料 △228 ○農作物鳥獣被害防止対策事業 農作物鳥獣被害防止対策事業費補助金 △209 ○東海村認定農業者育成事業 認定農業者育成支援強化対策補助金 △2,071 △2,071 ○新規就農者育成補助事業 新規就農者育成補助金 △1,100 △1,100 ○産地体制強化推進事業 農業の力を高める研修費支援補助金 △126 △126 ○ハウス栽培奨励補助事業 ハウス栽培奨励補助金 △178 △178 ○環境保全型農業直接支援対策交付金事業 環境保全型農業直接支援対策事業交付金 △1,901 △1,901 ○東海村農産物販売奨励事業 △1,904 |

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | 節 | | 説明 | |
|---------|---------|---------|---------|----------|-----|-----|---------|--|---|----|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 | 区分 | | 金額 |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | | | | |
| | | | | | | | | | 東海村農産物販売奨励補助金 △1,904 ○カバークロップ栽培奨励事業 △125 種子仕訳手数料 △125 ○森林環境整備事業 177 森林環境整備基金積立金 177 ○スマート農業推進支援事業 △889 スマート農業推進生産体制強化支援事業費補助金 △889 ○東海村農業振興計画改定事業 △110 農業振興計画進行管理委員会委員謝礼 △110 ○ほしいも残渣活用定着化推進事業 △1,500 ほしいも残渣活用定着化補助金 △1,500 | |
| 5 農地費 | 111,467 | △5,520 | 105,947 | | | | △5,520 | 10 需用費 △242 12 委託料 △2,289 14 工事請負費 △2,723 18 負担金、補助及び交付金 △266 | ○排水機場管理事業 △1,622 施設・設備修繕料 △242 排水機場操作委託料 △923 排水機場除塵機清掃委託料 △266 維持修繕工事 △191 ○那珂川沿岸農業水利事業 △266 那珂川沿岸農業水利事業負担金 △266 ○農道・水路維持管理事業 △3,632 除草委託料 △1,100 小規模工事 △2,532 | |
| 6 国土調査費 | 3,314 | △3,304 | 10 | | | | △3,304 | 12 委託料 △3,304 | ○地籍調査データ管理事業 △3,304 地籍修正業務委託料 △3,304 | |
| 計 | 390,393 | △27,432 | 362,961 | △1,531 | | | △25,901 | | | |

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | 節 | | 説明 | | |
|---------|---------|--------|---------|----------|-----|-----|--------|----------------|------|--|------------------------------|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 | 区分 | | 金額 | |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | | | | | |
| 1 商工総務費 | 92,985 | △461 | 92,524 | | | | △461 | 2 給料 | △461 | ○一般職人件費支払事業 一般職給 | △461 △461 |
| 2 商工振興費 | 378,929 | △1,116 | 377,813 | | | 500 | △1,616 | 8 旅費 | △167 | ○産業振興諸費 普通旅費 | △370 △167 |
| | | | | | | | | 17 備品購入費 | △300 | ○産業・情報プラザ施設維持管理 事業 | △203 △300 |
| | | | | | | | | 18 負担金、補助及び交付金 | △649 | シェアキッチン備品購入費 ○商工業活性化支援事業 中小企業省エネ設備導入支援 補助金 ○創業支援事業 財源振替 | △300 △300 △446 △446 |
| 計 | 570,823 | △1,577 | 569,246 | | | 500 | △2,077 | | | | |

(款) 7 土木費

(項) 1 土木管理費

| | | | | | | | | | | | |
|---------|--------|--------|--------|--|--|--|--------|----------------|------|---|--------------------|
| 1 土木総務費 | 81,134 | △1,046 | 80,088 | | | | △1,046 | 3 職員手当等 | △559 | ○一般職人件費支払事業 特殊勤務手当 | △559 △59 |
| | | | | | | | | 8 旅費 | △142 | 時間外勤務手当 | △500 |
| | | | | | | | | 12 委託料 | △314 | ○道路整備諸費 普通旅費 | △487 △142 |
| | | | | | | | | 18 負担金、補助及び交付金 | △31 | 排水樋管操作委託料 茨城県河川協会負担金 大宮地方土木事業促進協議会 負担金 | △314 △20 △11 |
| 計 | 88,780 | △1,046 | 87,734 | | | | △1,046 | | | | |

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋梁費

| | | | | | | | | | | | |
|-----------|---------|--------|---------|--|--|--|--------|---------|--------|------------------------|------------------|
| 1 道路橋梁総務費 | 120,118 | △1,500 | 118,618 | | | | △1,500 | 3 職員手当等 | △1,500 | ○一般職人件費支払事業 時間外勤務手当 | △1,500 △1,500 |
|-----------|---------|--------|---------|--|--|--|--------|---------|--------|------------------------|------------------|

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋梁費

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | 節 | | 説明 | | |
|-----------|---------|--------|---------|----------|-----|-----|--------|----------|------|------------------------------|----------------------|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 | 区分 | | 金額 | |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | | | | | |
| 2 道路維持費 | 426,121 | △473 | 425,648 | | | | △473 | 12 委託料 | △298 | ○道路維持管理事業 村道凍結対策委託料 | △128 △128 |
| | | | | | | | | 14 工事請負費 | △175 | ○道路補修事業 基礎調査委託料 橋梁修繕工事 | △345 △170 △175 |
| 3 道路新設改良費 | 157,614 | △183 | 157,431 | | | | △183 | 14 工事請負費 | △183 | ○道路新設改良舗装事業 村道改良舗装工事(集合) | △183 △183 |
| 計 | 703,853 | △2,156 | 701,697 | | | | △2,156 | | | | |

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

| | | | | | | | | | | | |
|-----------|---------|--------|---------|--|--|--|--------|-----------|--------|--------------------------------|----------------------|
| 1 都市計画総務費 | 171,570 | △2,386 | 169,184 | | | | △2,386 | 10 需用費 | △384 | ○部原地区土地利用推進事業 樹木管理委託料 | △2,002 △136 |
| | | | | | | | | 12 委託料 | △136 | 小規模工事 部原地区法面对策工事 | △500 △1,366 |
| | | | | | | | | 14 工事請負費 | △1,866 | ○駐車場整備管理事業 消耗品費 施設・設備修繕料 | △384 △6 △378 |
| 2 公園費 | 385,849 | △1,321 | 384,528 | | | | △1,321 | 10 需用費 | △1,150 | ○都市計画公園管理事業 電気料 | △1,150 △1,000 |
| | | | | | | | | 14 工事請負費 | △171 | 水道料 ○都市計画公園整備事業 公園補修工事 | △150 △171 △171 |
| 3 土地区画整理費 | 682,807 | △781 | 682,026 | | | | △781 | 2 給料 | △78 | ○一般職人件費支払事業 一般職給 | △781 △78 |
| | | | | | | | | 3 職員手当等 | △703 | 時間外勤務手当 地域手当 | △700 △3 |
| 4 緑化推進 | 13,183 | △200 | 12,983 | | | | △200 | 18 負担金、補助 | △200 | ○緑化推進事業 | △200 |

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | 節 | | 説明 | |
|----------|-----------|--------|-----------|----------|-----|---------|--------|---------|--------------------|----|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 | 区分 | | 金額 |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | | | | |
| 費 | | | | | | | 及び交付金 | 生垣奨励補助金 | △200 | |
| 5 公共下水道費 | 809,115 | 0 | 809,115 | | | △96,177 | 96,177 | | ○下水道事業会計補助金等事業財源振替 | |
| 計 | 2,188,524 | △4,688 | 2,183,836 | | | △96,177 | 91,489 | | | |

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

| | | | | | | | | | | |
|----------|---------|--------|---------|--|--|--|--------|--|--|------------------------------------|
| 2 非常備消防費 | 30,307 | △4,146 | 26,161 | | | | △4,146 | 1 報酬 △3,202 10 需用費 △944 | ○消防団活動推進事業 消防団員出動報酬 △2,752 団長、団員報酬 △450 消耗品費 △650 自動車修繕料 △189 物品修繕料 △105 | △4,146 |
| 3 消防施設費 | 12,811 | △4,967 | 7,844 | | | | △4,967 | 10 需用費 △370 14 工事請負費 △1,198 18 負担金、補助及び交付金 △3,399 | ○常備消防用施設整備管理事業 施設・設備修繕料 △370 消火栓設置工事等負担金 △3,399 ○消防団用施設整備管理事業 小規模工事 △1,198 | △3,769 △370 △3,399 △1,198 |
| 4 水防費 | 670 | △415 | 255 | | | | △415 | 1 報酬 △248 10 需用費 △167 | ○風水害対策事業 消防団員出動報酬 △248 消耗品費 △167 | △415 △248 △167 |
| 計 | 712,493 | △9,528 | 702,965 | | | | △9,528 | | | |

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

| | | | | | | | | | | |
|----------|-------|------|-------|--|--|--|------|--------------|----------------------------|--------------|
| 1 教育委員会費 | 1,919 | △161 | 1,758 | | | | △161 | 8 旅費 △161 | ○教育委員会運営事業 費用弁償 △161 | △161 △161 |
|----------|-------|------|-------|--|--|--|------|--------------|----------------------------|--------------|

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | 一般財源 | 節 | | 説明 | |
|---------|---------|--------|---------|----------|-----|-------|--------|---------|--------|--|-------------------------------------|
| | | | | 特定財源 | | | | 区分 | 金額 | | |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | | | | | |
| 2 事務局費 | 483,029 | △6,726 | 476,303 | | | 2,000 | △8,726 | 1 報酬 | △3,875 | ○特別職人件費支払事業 特別職給 | △48 △30 |
| | | | | | | | | 2 給料 | △30 | 特別職職員共済組合負担金 | △18 |
| | | | | | | | | 3 職員手当等 | △1,600 | ○事務局運営諸費 | △5,514 |
| | | | | | | | | 4 共済費 | △678 | 学校運営協議会委員報酬 教育振興基本計画策定委員会 委員報酬 | △780 △162 |
| | | | | | | | | 8 旅費 | △442 | 一般職報酬 | △2,801 |
| | | | | | | | | 10 需用費 | △101 | 一般職期末手当 勤勉手当 | △404 △340 |
| | | | | | | | | | | 公立学校共済組合負担金 社会保険料負担金 費用弁償 普通旅費 教育振興基本計画印刷代 | △268 △392 △90 △176 △101 |
| | | | | | | | | | | ○東海村奨学金返還支援事業 財源振替 | |
| | | | | | | | | | | ○少人数学級運営事業 | △1,164 |
| | | | | | | | | | | 低学年支援員報酬 一般職期末手当 勤勉手当 費用弁償 | △132 △465 △391 △176 |
| 3 教育指導費 | 350,217 | △554 | 349,663 | | | | △554 | 1 報酬 | △454 | ○スクールカウンセラー配置事業 スクールカウンセラー報酬 | △454 △454 |
| | | | | | | | | 7 報償費 | △100 | ○立志式開催事業 立志式講演会講師謝礼 | △100 △100 |
| 計 | 835,165 | △7,441 | 827,724 | | | 2,000 | △9,441 | | | | |

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

| | | | | | | | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|--|--|--|---------|---------|------|-------------------|------------------|
| 1 学校管理費 | 754,292 | △16,633 | 737,659 | | | | △16,633 | 2 給料 | △281 | ○小学校運営管理事業 電気料 | △6,518 △5,756 |
| | | | | | | | | 3 職員手当等 | △103 | 小学校校務作業派遣手数料 | △762 |

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | 一般財源 | 節 | | 説明 |
|---|---------|---------|---------|----------|-----|-----|-----------------|--------|-------------------------------------|----------------------|
| | | | | 特定財源 | | | | 区分 | 金額 | |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | | | | |
| | | | | | | | 10 需用費 | △6,616 | ○小学校施設整備事業 石神小学校校舎長寿命化外装 改修工事 | △5,972 △5,972 |
| | | | | | | | 11 役務費 | △762 | ○小学校コンピュータ機器整備運 用事業 | △1,554 |
| | | | | | | | 12 委託料 | △1,554 | GIGAスクールコンピュ ータ保守点検業務委託料 | △1,554 |
| | | | | | | | 13 使用料及び 賃借料 | △634 | ○就学奨励事業 要保護及び準要保護児童就学 援助費 | △711 △711 |
| | | | | | | | 14 工事請負費 | △5,972 | ○舟石川小学校運営管理事業 | △907 |
| | | | | | | | 19 扶助費 | △711 | 燃料費 バス借上料 笠松運動公園プール使用料 | △273 △440 △194 |
| | | | | | | | | | ○村松小学校運営管理事業 | △587 |
| | | | | | | | | | 燃料費 | △587 |
| | | | | | | | | | ○小学校給食運営管理事業 | △384 |
| | | | | | | | | | 会計年度任用職員給 通勤手当 | △281 △103 |
| 計 | 754,292 | △16,633 | 737,659 | | | | △16,633 | | | |

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

| | | | | | | | | | | | |
|-------------|---------|---------|---------|------|--|--|---------|---------|--------|-----------------------------|------------------|
| 1 学校管理 費 | 248,645 | △12,154 | 236,491 | △172 | | | △11,982 | 2 給料 | △839 | ○中学校運営管理事業 電気料 | △3,459 △1,953 |
| | | | | | | | | 3 職員手当等 | △830 | 水道料 中学校校務作業派遣手数料 | △1,254 △252 |
| | | | | | | | | 4 共済費 | △226 | ○中学校コンピュータ機器整備運 用事業 | △362 |
| | | | | | | | | 10 需用費 | △4,294 | GIGAスクールコンピュ ータ保守点検業務委託料 | △362 |
| | | | | | | | | 11 役務費 | △252 | ○就学奨励事業 | △1,315 |

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | 一般財源 | 節 | | 説明 |
|---|---------|---------|---------|----------|-----|-----|-------------|--------|---|--|
| | | | | 特定財源 | | | | 区分 | 金額 | |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | | | | |
| | | | | | | | 12 委託料 | △362 | 要保護及び準要保護生徒就学援助費 | △1,315 |
| | | | | | | | 13 使用料及び賃借料 | △4,036 | ○東海中学校運営管理事業 燃料費 バス借上料 | △3,557 △921 △2,636 |
| | | | | | | | 19 扶助費 | △1,315 | ○東海南中学校運営管理事業 燃料費 バス借上料 ○中学校給食運営管理事業 会計年度任用職員給 通勤手当 一般職期末手当 勤勉手当 社会保険料負担金 | △1,566 △166 △1,400 △1,895 △839 △222 △341 △267 △226 |
| 計 | 248,645 | △12,154 | 236,491 | △172 | | | △11,982 | | | |

(款) 9 教育費

(項) 4 幼稚園費

| | | | | | | | | | | | |
|--------|---------|------|---------|--|--|--|------|--------|------|---------------------------------------|----------------------------|
| 1 園管理費 | 409,515 | △777 | 408,738 | | | | △777 | 2 給料 | △331 | ○一般職人件費支払事業 一般職給 | △331 △331 |
| | | | | | | | | 10 需用費 | △334 | ○幼稚園管理事業 送迎車両運行委託料 | △112 △112 |
| | | | | | | | | 12 委託料 | △112 | ○石神幼稚園運営事業 消耗品費 食糧費 施設・設備修繕料 | △334 △206 △6 △122 |
| 計 | 409,515 | △777 | 408,738 | | | | △777 | | | | |

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

| | | | | | | | | | | | |
|--------|---------|--------|---------|--|--|----|--------|------|--------|-------------|------|
| 1 社会教育 | 635,711 | △1,132 | 634,579 | | | 34 | △1,166 | 2 給料 | △1,100 | ○一般職人件費支払事業 | △271 |
|--------|---------|--------|---------|--|--|----|--------|------|--------|-------------|------|

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | 一般財源 | 節 | | 説明 |
|---------|-----------|--------|-----------|----------|-----|-----|----------|----------|---|--|
| | | | | 特定財源 | | | | 区分 | 金額 | |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | | | | |
| 総務費 | | | | | | | 3 職員手当等 | 1,100 | 一般職給 時間外勤務手当 1,100 △1,100 | |
| | | | | | | | 4 共 済 費 | △271 | 一般職員共済組合負担金 △271 | |
| | | | | | | | 10 需 用 費 | △861 | ○歴史と未来の交流館管理運営事業 電気料 △861 △861 | |
| 2 文化振興費 | 61,406 | △1,284 | 60,122 | | | 300 | △1,584 | 1 報 酬 | △126 | ○石神城跡史跡整備事業 埋蔵文化財包蔵地掘削委託料 △605 △605 |
| | | | | | | | | 7 報 償 費 | △416 | ○文化財保護審議会運営事業 文化財保護審議会委員報酬 △126 △126 |
| | | | | | | | | 10 需 用 費 | △137 | ○史跡・文化財等調査管理事業 文化財等調査報告書印刷代 △137 △137 |
| | | | | | | | | 12 委 託 料 | △605 | ○「とうかいまるごと博物館」実施事業 講演会講師謝礼 △416 △416 |
| | | | | | | | | | | ○宇宙線ミュオンによる古墳探求プロジェクト推進事業 財源振替 |
| 計 | 1,130,669 | △2,416 | 1,128,253 | | | 334 | △2,750 | | | |

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

| | | | | | | | | | | |
|-----------|---------|--------|---------|--|--|--|--------|----------|--------|---|
| 1 保健体育総務費 | 263,009 | △1,687 | 261,322 | | | | △1,687 | 1 報 酬 | △380 | ○学校保健衛生事業 学校環境衛生検査手数料 △277 △96 |
| | | | | | | | | 11 役 務 費 | △277 | 水道管理検査及び水質検査手数料 △181 |
| | | | | | | | | 12 委 託 料 | △1,030 | ○健康診断事業 臨時学校歯科医報酬 △380 △380 |
| | | | | | | | | | | 児童・生徒等健康診断検査委託料 △703 △703 |
| | | | | | | | | | | 教職員健康診断検査委託料 △327 △327 |
| 2 社会体育 | 319,027 | △6,312 | 312,715 | | | | △6,312 | 1 報 酬 | △1,750 | ○スポーツ施設管理運営事業 △1,468 △1,468 |

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

(単位:千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | 一般財源 | 節 | | 説明 |
|---|---------|--------|---------|----------|-----|-----|--------------------|--------|--|----|
| | | | | 特定財源 | | | | 区分 | 金額 | |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | | | | |
| 費 | | | | | | | 3 職員手当等 | △793 | 電気料 スイミングプラザ長寿命化対 策工事 総合体育館卓球台購入費 △520 | |
| | | | | | | | 4 共 済 費 | △533 | △654 | |
| | | | | | | | 8 旅 費 | △118 | △294 | |
| | | | | | | | 10 需 用 費 | △520 | ○スポーツ推進委員協議会運営事 業 △182 | |
| | | | | | | | 12 委 託 料 | △1,442 | スポーツ推進委員報酬 △182 ○地域クラブ活動支援事業 △4,454 | |
| | | | | | | | 14 工事請負費 | △654 | 一般職報酬 △1,568 一般職期末手当 △431 | |
| | | | | | | | 17 備品購入費 | △294 | 勤勉手当 △362 社会保険料負担金 △293 | |
| | | | | | | | 18 負担金、補助 及び交付金 | △208 | 雇用保険料負担金 △48 会計年度任用職員共済組合負 担金 △192 費用弁償 △118 地域クラブ活動支援委託料 △1,442 ○スポーツ大会出場奨励事業 △208 スポーツ大会出場奨励金 △208 | |
| 計 | 582,036 | △7,999 | 574,037 | | | | △7,999 | | | |

(款) 11 公債費

(項) 1 公債費

| | | | | | | | | | | |
|------|---------|--------|---------|--|--|--|--------|--------------------|--------|--|
| 2 利子 | 18,913 | △7,411 | 11,502 | | | | △7,411 | 22 償還金、利子 及び割引料 | △7,411 | ○地方債利子及び一時借入金利子 償還事業 △7,411 地方債利子 △7,411 |
| 計 | 164,704 | △7,411 | 157,293 | | | | △7,411 | | | |

承認第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定によ
って別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これ
を報告し、承認を求める。

令和8年6月1日 提出

東海村長 山 田



専決処分第 4 号

議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により東海村税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 31 日

東海村長 山 田 修

東海村税条例の一部を改正する条例

東海村税条例（昭和37年東海村条例第12号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第19条中「，第81条の6第1項」を削り，同条第2号及び第3号中「第81条の6第1項の申告書，」を削る。

第33条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め，「。）」の次に「(同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。)」を加える。

第34条の7第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「及び第36条の3の3第1項」を「並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第36条の3の2第1項第2号中「除き，」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め，「。次条第1項において同じ」を削り，同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第36条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は，公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに，施行規則で定めるところにより，次項各号に掲げる事項を記載した申告書を，当該公的年金等支払者を經由して，村長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する

申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1

項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第63条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあっては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

第80条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第80条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第81条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第81条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第81条の3から第81条の8までを削る。

第82条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第83条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 85 条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 87 条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 1 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「施行規則第 33 号の 4 の 2 様式」を「施行規則第 33 号の 4 様式」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「施行規則第 33 号の 4 の 2 様式」を「施行規則第 33 号の 4 様式」に改める。

第 88 条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 89 条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 90 条の見出し並びに同条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 91 条第 2 項中「第 80 条第 3 項ただし書」を「第 80 条第 2 項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 7 項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第 6 条中「から令和 9 年度まで」を「以後」に改める。

附則第 7 条の 3 の前の見出し及び同条を削る。

附則第 7 条の 3 の 2 に見出しとして「(個人の村民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第 1 項中「令和 20 年度」を「令和 25 年度」に、「居住年が平成 11 年から平成 18 年まで又は」を「同法第 41 条第 1 項に規定する居住年が」に、「令和 7 年」を「令和 12 年」に、「において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「附則第 5 条の 4 第 5 項」に改め、同条第 2 項中「附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「附則第 7 条の 3 第 1 項」に改め、同条を附則第 7 条の 3 とする。

附則第 7 条の 4 中「又は附則第 20 条第 1 項」を「、附則第 19 条の 3 第 1 項又は附則第 20 条第 1 項」に、「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

附則第 8 条第 1 項中「令和 9 年度」を「令和 12 年度」に改め、同条第 2 項中「、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を削る。

附則第 9 条の 2 中「附則第 7 条の 2 第 4 項」の次に「(法附則第 7 条の

3 第 3 項又は第 4 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第 10 条の 2 第 1 項中「3 分の 1」を「2 分の 1」に改め、同条第 2 項中「4 分の 3」を「5 分の 4」に改め、同条第 3 項中「附則第 15 条第 2 1 項」を「附則第 15 条第 2 0 項」に改め、同条第 4 項中「附則第 15 条第 2 2 項第 1 号」を「附則第 15 条第 2 1 項第 1 号」に改め、同条第 5 項中「附則第 15 条第 2 2 項第 2 号」を「附則第 15 条第 2 1 項第 2 号」に改め、同条第 6 項中「附則第 15 条第 2 2 項第 3 号」を「附則第 15 条第 2 1 項第 3 号」に改め、同条第 7 項中「附則第 15 条第 2 3 項第 1 号」を「附則第 15 条第 2 2 項第 1 号」に改め、同条第 8 項中「附則第 15 条第 2 3 項第 2 号」を「附則第 15 条第 2 2 項第 2 号」に改め、同条第 9 項中「附則第 15 条第 2 5 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 2 4 項第 1 号イ」に改め、同条第 10 項中「附則第 15 条第 2 5 項第 1 号ロ」を「附則第 15 条第 2 4 項第 1 号ロ」に改め、同条第 11 項中「附則第 15 条第 2 5 項第 1 号ハ」を「附則第 15 条第 2 4 項第 1 号ハ」に改め、同条第 12 項中「附則第 15 条第 2 5 項第 1 号ニ」を「附則第 15 条第 2 4 項第 1 号ニ」に改め、同条第 13 項中「附則第 15 条第 2 5 項第 2 号」を「附則第 15 条第 2 4 項第 2 号」に改め、同条第 14 項中「附則第 15 条第 2 5 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 2 4 項第 3 号イ」に改め、同条第 15 項中「附則第 15 条第 2 5 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 2 4 項第 3 号ロ」に改め、同条第 16 項中「附則第 15 条第 2 5 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 2 4 項第 4 号」に改め、同条第 17 項から第 19 項を削り、同条第 20 項中「附則第 15 条第 2 8 項」を「附則第 15 条第 2 7 項」に改め、同項を第 17 項とし、同条第 21 項中「附則第 15 条第 3 2 項」を「附則第 15 条第 3 1 項」に改め、同項を同条第 18 項とし、同条第 22 項中「附則第 15 条第 3 6 項」を「附則第 15 条第 3 5 項」に改め、同項を同条第 19 項とし、同条第 23 項中「附則第 15 条第 3 7 項」を「附則第 15 条第 3 6 項」に改め、

同項を同条第20項とし、同条第24項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第25項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に、「3分の2」を「4分の3」に改め、同項を同条第22項とし、同条中第26項を第23項とし、第27項を第24項とし、同条に次の1項を加える。

25 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項中「占有」を「専有」に改め、同項第5号及び同条第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第16項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

（3） 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法

律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第10条の4を削る。

附則第12条の2中「(令和3年法律第7号)附則第14条」を「(令和6年法律第4号)附則第21条」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第15条の2から第15条の6までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3第3項第2号、第16条の4第3項第2号及び第17条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第1項中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に、「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第18条第5項第2号及び第19条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第19条の2の次に次の1条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の村民税の課税の特例）
第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用

後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する村民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による村民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による村民税の所得割の額」とする。

附則第20条第2項第2号中「，附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第20条の2第2項第2号及び第5項第2号，第20条の3第2項第2号及び第5項第2号中「，第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は，令和8年4月1日から施行し，改正後の附則第12条の2の規定は，令和6年4月1日から適用する。ただし，次の各号に掲げる規定は，当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第36条の2第1項ただし書，第36条の3の2及び第36条の3の3の改正規定並びに附則第6条の改正規定及び附則第7条の3の2第1項の改正規定（「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分及び「令和7年」を「令和12年」に改める部分に限る。）並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日
- (2) 第63条の改正規定及び附則第3条第2項の規定 令和9年4月1日
- (3) 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。），附則第9条の2の改正規定及び附則第17条の2の改正規定（同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。）並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
- (4) 附則第7条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第19条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

(村民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の東海村税条例(以下「新条例」という。)

第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の東海村税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 前条第1号に掲げる規定による改正後の東海村税条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、村民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。)第7条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、村民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第

20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第4号に掲げる規定による改正後の東海村税条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第5項において「4号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第17条の2第4項の規定は、村民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第19条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の村民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条

の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 4 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

- 2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（東海村税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 東海村税条例の一部を改正する条例（平成26年東海村条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

東海村税条例新旧対照表

| 現 行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>第1条～第18条の2 (略)</p> <p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>第18条の4 (略)</p> <p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、<u>第81条の6第1項</u>、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> | <p>第1条～第18条の2 (略)</p> <p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により<u>軽自動車税</u>を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>第18条の4 (略)</p> <p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> |

(1) (略)

(2) 第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。)当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)～(6) (略)

第20条～第32条 (略)

(所得割の課税標準)

第33条 (略)

2 (略)

3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(以下この項及び次項並びに第34条の9において「特定配当等」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4～6 (略)

第34条～第34条の6 (略)

(寄附金税額控除)

第34条の7 (略)

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第2項)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

第34条の8～第36条 (略)

(村民税の申告)

(1) (略)

(2) 第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)～(6) (略)

第20条～第32条 (略)

(所得割の課税標準)

第33条 (略)

2 (略)

3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(次項及び第34条の9において「特定配当等」という。)(同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4～6 (略)

第34条～第34条の6 (略)

(寄附金税額控除)

第34条の7 (略)

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第3項又は第4項)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

第34条の8～第36条 (略)

(村民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を村長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。))(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。))については、この限りでない。

2～8 (略)

第36条の3 (略)

(個人の村民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を村長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号において同じ。))(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。))については、この限りでない。

2～8 (略)

第36条の3 (略)

(個人の村民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告

書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で村内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、村長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

(3)・(4) (略)

2～4 (略)

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

6 (略)

(個人の村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この

書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で村内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、村長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項第2号において同じ。）（合計所得金額が133万円以下であるものに限る。）の氏名

(3)・(4) (略)

2～4 (略)

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第5項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

6 (略)

(個人の村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的

項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で村内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、村長に提出しなければならない。

- (1) 当該公的年金等支払者の名称
- (2) 特定配偶者の氏名
- (3) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (4) その他施行規則で定める事項

年金等」という。)の支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、村長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。次号及び次項第3号において同じ。)(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。))に係る所得を有する者に限る。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者
- (3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障

害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他施行規則で定める事項

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

第36条の4～第62条 (略)

(固定資産税の免税点)

第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して

3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。

4 (略)

5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

第36条の4～第62条 (略)

(固定資産税の免税点)

第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して

課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあつては30万円、家屋にあつては20万円、償却資産にあつては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

第63条の2～第79条 (略)

(軽自動車税の納税義務者等)

第80条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

(軽自動車税のみなす課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該

課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあつては30万円、償却資産にあつては180万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

第63条の2～第79条 (略)

(軽自動車税の納税義務者等)

第80条 軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。

(軽自動車税のみなす課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第81条の2 (略)

(環境性能割の課税標準)

第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を村長に提出するとともに、その申告に係る環境性能

第81条の2 (略)

割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を村長に提出しなければならない。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、村長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

（環境性能割の減免）

第81条の8 村長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

（種別割の税率）

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) (略)

（種別割の賦課期日及び納期）

第83条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。

2 種別割の納期は、5月1日から同月31日までとする。

第84条 (略)

（種別割の徴収の方法）

第85条 種別割は、普通徴収の方法によって徴収する。

（軽自動車税の税率）

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する軽自動車税の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) (略)

（軽自動車税の賦課期日及び納期）

第83条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

2 軽自動車税の納期は、5月1日から同月31日までとする。

第84条 (略)

（軽自動車税の徴収の方法）

第85条 軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。

第86条 (略)

(種別割に関する申告又は報告)

第87条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を村長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を村長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を村長に提出しなければならない。

4 (略)

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第88条 (略)

(種別割の減免)

第89条 村長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

第86条 (略)

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第87条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を村長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を村長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を村長に提出しなければならない。

4 (略)

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第88条 (略)

(軽自動車税の減免)

第89条 村長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。

2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを村長に提出しなければならない。

(1)～(8) (略)

3 第1項の規定により種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を村長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 村長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

(1)・(2) (略)

2 前項第1号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、村長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)

2 前項の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを村長に提出しなければならない。

(1)～(8) (略)

3 第1項の規定により軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を村長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第90条 村長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。

(1)・(2) (略)

2 前項第1号の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、村長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同

を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

3 (略)

4 第1項第2号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、村長に対して、当該軽自動車等の提示(村長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

5 前条第3項の規定は、第1項の規定により種別割の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第91条 (略)

2 法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定により種別割を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、村内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に村長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定により種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

3～6 (略)

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が村内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課されること

じ。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

3 (略)

4 第1項第2号の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、村長に対して、当該軽自動車等の提示(村長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

5 前条第3項の規定は、第1項の規定により軽自動車税の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第91条 (略)

2 法第445条若しくは第81条の2又は第80条第2項ただし書の規定により軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、村内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に村長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第81条の2又は第80条第2項ただし書の規定により軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

3～6 (略)

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が村内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して軽自動車税が課される

となったときは、その事由が発生した日から15日以内に、村長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8・9 (略)

第91条の2～第148条 (略)

附 則

第1条～第5条の2 (略)

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の村民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

第7条・第7条の2 (略)

(個人村民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の村民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(次条において「居住年」という。)が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額(第3項において「村民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3第1項」とする。

こととなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、村長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8・9 (略)

第91条の2～第148条 (略)

附 則

第1条～第5条の2 (略)

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度以後の各年度分の個人の村民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

第7条・第7条の2 (略)

3 第1項の規定は、村民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び村民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した村民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、村長に提出した場合（法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。

第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の村民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける村民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第

（個人の村民税の住宅借入金等特別税額控除）

第7条の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の村民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3第1項」とする。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける村民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項、附則第1

20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

第7条の5～第7条の8 （略）

（肉用牛の売却による事業所得に係る村民税の課税の特例）

第8条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の村民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると村長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る村民税の所得割の額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の村民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る村民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 （略）

第9条 （略）

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる

9条の3第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第3項又は第4項）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

第7条の5～第7条の8 （略）

（肉用牛の売却による事業所得に係る村民税の課税の特例）

第8条 昭和57年度から令和12年度までの各年度分の個人の村民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると村長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る村民税の所得割の額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の村民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る村民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 （略）

第9条 （略）

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる

場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

第10条 (略)

第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

3 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

4 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

5 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

6 法附則第15条第2項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

9 法附則第15条第2項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

10 法附則第15条第2項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第2項第1号ハに規定する設備について同号に規定する

場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

第10条 (略)

第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の4とする。

3 法附則第15条第2項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

4 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

5 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

6 法附則第15条第2項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

9 法附則第15条第2項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

10 法附則第15条第2項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第2項第1号ハに規定する設備について同号に規定する

- 市町村の条例で定める割合は、 $\frac{3}{2}$ とする。
- 1 2 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{3}{2}$ とする。
- 1 3 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{7}{6}$ とする。
- 1 4 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{4}{3}$ とする。
- 1 5 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{4}{3}$ とする。
- 1 6 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{4}{3}$ とする。
- 1 7 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{2}{1}$ とする。
- 1 8 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{2}{1}$ とする。
- 1 9 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{2}{1}$ とする。
- 2 0 法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{3}{2}$ とする。
- 2 1 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{3}{2}$ とする。
- 2 2 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{3}{2}$ とする。
- 2 3 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{2}{1}$ とする。
- 2 4 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{3}{1}$

- 市町村の条例で定める割合は、 $\frac{3}{2}$ とする。
- 1 2 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{3}{2}$ とする。
- 1 3 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{7}{6}$ とする。
- 1 4 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{4}{3}$ とする。
- 1 5 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{4}{3}$ とする。
- 1 6 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{4}{3}$ とする。
- 1 7 法附則第15条第27項に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{3}{2}$ とする。
- 1 8 法附則第15条第31項に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{3}{2}$ とする。
- 1 9 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{3}{2}$ とする。
- 2 0 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{2}{1}$ とする。
- 2 1 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{3}{1}$

とする。

25 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2

とする。

26 (略)

27 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2～6 (略)

7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して

とする。

22 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3

とする。

23 (略)

24 (略)

25 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2～6 (略)

7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第17項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して

村長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等占有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) (略)

11 (略)

12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定

村長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 令附則第12条第24項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第25項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等

(6) (略)

11 (略)

12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定

する補助金等

(6) (略)

13・14 (略)

15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

16 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4)～(6) (略)

する補助金等

(6) (略)

13・14 (略)

15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

16 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

(4)～(6) (略)

(令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第10条の4 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の2第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、1月31日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を村長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2) 法附則第16条の2第1項に規定する被災住宅用地の上に令和2年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4) その他村長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和7年度分及び令和8年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3 法附則第16条の2第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において

「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を村長に提出して行わなければならない。

- (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の2第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合
- (5) 法附則第16条の2第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4 法附則第16条の2第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

第11条～第12条（略）

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税に関する経過措置）

第12条の2 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

第13条～第15条（略）

第11条～第12条（略）

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税に関する経過措置）

第12条の2 地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

第13条～第15条（略）

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車^が法第446条第1項(同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の3 村長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、県知事が自

自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして村長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「村長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 村は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|-----|--------|----------|
| 第1号 | 100分の1 | 100分の0.5 |
| 第2号 | 100分の2 | 100分の1 |
| 第3号 | 100分の3 | 100分の2 |

2 家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）（i）中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）（i）中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第16条の2 村長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づ

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車（以下この項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分の軽自動車税に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）（i）中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第16条の2 村長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項又は第3項の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断を

き当該判断をするものとする。

2 村長は、納付すべき軽自動車の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第16条の2の2 （略）

（上場株式等に係る配当所得等に係る村民税の課税の特例）

第16条の3 （略）

2 （略）

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（1） （略）

（2） 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による村民

するものとする。

2 村長は、納付すべき軽自動車の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第16条の2の2 （略）

（上場株式等に係る配当所得等に係る村民税の課税の特例）

第16条の3 （略）

2 （略）

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（1） （略）

（2） 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得

税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による村民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る村民税の課税の特例)

第16条の4 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による村民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

4 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の村民税の課税の特例)

第17条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による村民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る村民税の課税の特例)

第16条の4 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による村民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

4 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の村民税の課税の特例)

第17条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による村民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る村民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する村民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のため

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による村民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る村民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する村民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のた

の譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する村民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

第17条の3 (略)

(短期譲渡所得に係る個人の村民税の課税の特例)

第18条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及

めの譲渡（法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する村民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

第17条の3 (略)

(短期譲渡所得に係る個人の村民税の課税の特例)

第18条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定

び附則第18条第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による村民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の村民税の課税の特例)

第19条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による村民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

第19条の2 (略)

による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による村民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の村民税の課税の特例)

第19条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による村民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

第19条の2 (略)

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の村民税の課税の特例)

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事

業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する村民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による村民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の村民税の課税の特例)

第20条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による村民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の村民税の課税の特例)

第20条の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の

号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による村民税の所得割の額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の村民税の課税の特例)

第20条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による村民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の村民税の課税の特例)

第20条の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第3

7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による村民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による村民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の村民税の課税の特例)

第20条の3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第

4条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による村民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による村民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の村民税の課税の特例)

第20条の3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第

7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による村民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による村民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

6 (略)

第21条～第25条 (略)

7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による村民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による村民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

6 (略)

第21条～第25条 (略)

東海村税条例の一部を改正する条例新旧対照表（附則第5条関係）

| 現 行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>本則 （略）</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第5条 （略）</p> <p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る東海村税条例第82条及び附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(略)</p> | <p>本則 （略）</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第5条 （略）</p> <p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る東海村税条例第82条及び附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(略)</p> |

承認第5号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定によ
って別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これ
を報告し、承認を求める。

令和8年6月1日 提出

東海村長 山 田



専決処分第 5 号

議会を招集する時間的余裕がないので，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により東海村都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 31 日

東海村長 山 田 修

東海村都市計画税条例の一部を改正する条例

東海村都市計画税条例（昭和38年東海村条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第17項中「令和3年法律第7号」を「令和6年法律第4号」に、「附則第14条」を「附則第21条」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項を附則第18項とする。

附則第16項中「第9項，第13項から第17項まで，第19項，第20項，第24項，第27項，第31項から第33項まで，第36項，第37項，第41項若しくは第44項」を「第8項，第12項から第16項まで，第18項，第19項，第23項，第26項，第30項から第32項まで，第35項，第36項，第40項若しくは第43項」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第15項中「附則第7項及び第9項」を「附則第8項及び第10項」に、「附則第7項及び第10項」を「附則第8項及び第11項」に、「附則第8項，第10項及び第11項」を「附則第9項，第11項及び第12項」に、「附則第10項から第12項まで」を「附則第11項から第13項まで」に、「附則第12項」を「附則第13項」に、「附則第13項」を「附則第14項」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第14項中「附則第12項」を「附則第13項」に改め、同項を

附則第15項とし、附則中第13項を第14項とし、第12項を第13項とする。

附則第11項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第10項とし、附則中第8項を第9項とし、第7項を第8項とする。

附則第6項の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号中「第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂」を「第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）」に改め、同項を附則第7項とし、附則第5項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条の11第1項の条例で定める割合）

6 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は，令和 8 年 4 月 1 日から施行し，改正後の附則第 1 8 項の規定は，令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
(経過措置)
- 2 次項に定めるものを除き，この条例による改正後の東海村都市計画税条例の規定は，令和 8 年度以後の年度分の都市計画税について適用し，令和 7 年度分までの都市計画税については，なお従前の例による。
- 3 平成 3 0 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）附則第 1 5 条の 1 1 第 1 項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については，なお従前の例による。

東海村都市計画税条例新旧対照表

| 現 行 | 改正案 |
|--|---|
| <p>本則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(<u>法附則第15条第32項</u>の条例で定める割合)</p> <p>2 <u>法附則第15条第32項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(<u>法附則第15条第36項</u>の条例で定める割合)</p> <p>3 <u>法附則第15条第36項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(<u>法附則第15条第37項</u>の条例で定める割合)</p> <p>4 <u>法附則第15条第37項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(<u>法附則第15条第41項</u>の条例で定める割合)</p> <p>5 <u>法附則第15条第41項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(<u>改修実演芸術公演施設</u>に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>6 法附則第15条の11第1項の<u>改修実演芸術公演施設</u>について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>高齢者、障害者等の移動等</u></p> | <p>本則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(<u>法附則第15条第31項</u>の条例で定める割合)</p> <p>2 <u>法附則第15条第31項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(<u>法附則第15条第35項</u>の条例で定める割合)</p> <p>3 <u>法附則第15条第35項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(<u>法附則第15条第36項</u>の条例で定める割合)</p> <p>4 <u>法附則第15条第36項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(<u>法附則第15条第40項</u>の条例で定める割合)</p> <p>5 <u>法附則第15条第40項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(<u>法附則第15条の11第1項</u>の条例で定める割合)</p> <p>6 <u>法附則第15条の11第1項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>(<u>改修特別特定建築物</u>に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>7 法附則第15条の11第1項の<u>改修特別特定建築物</u>について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>地方税法施行規則(昭和29</u></p> |

の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(2) (略)

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4)～(6) (略)

7 (略)

8 (略)

9 附則第7項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第7項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前

年総理府令第23号）附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(2) (略)

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

(4)～(6) (略)

8 (略)

9 (略)

10 附則第8項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第8項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前

年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

1.1 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

1.2 （略）

1.3 （略）

1.4 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第1.2項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは、「次項の規定により算出した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。

1.5 附則第7項及び第9項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第7項及び第10項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第8項、第10項及び第11項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第10項から第12項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第12項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標

年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

1.2 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

1.3 （略）

1.4 （略）

1.5 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第1.3項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは、「次項の規定により算出した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。

1.6 附則第8項及び第10項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第8項及び第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第9項、第11項及び第12項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第11項から第13項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第13項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税

準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第13項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。

16 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

17 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。

標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第14項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。

17 法附則第15条第1項、第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

18 地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。

承認第6号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定によ
って別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これ
を報告し、承認を求める。

令和8年6月1日 提出

東海村長 山 田



専決処分第 6 号

議会を招集する時間的余裕がないので，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により東海村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 31 日

東海村長 山 田 修

東海村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

東海村国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和８年東海村条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第２条に１項を加える改正規定中第２条第５項に次のただし書を加える。

ただし、加算後の額が３０，０００円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、３０，０００円とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東海村国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 現 行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。</p> <p>第3条～第23条 (略)</p> | <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。<u>ただし、加算後の額が30,000円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、30,000円とする。</u></p> <p>第3条～第23条 (略)</p> |

承認第7号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定によ
って別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これ
を報告し、承認を求める。

令和8年6月1日 提出

東海村長 山 田



専決処分第 7 号

議会を招集する時間的余裕がないので，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により東海村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 31 日

東海村長 山 田 修

東海村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東海村国民健康保険税条例（昭和41年東海村条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「660,000円」を「670,000円」に改める。

第19条第1項中「660,000円」を「670,000円」に、「)及び」を「),」に改め、「170,000円)」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からエ及びオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が30,000円を超える場合には、30,000円）」を加え、同項第2号中「305,000円」を「310,000円」に改め、同項第3号中「560,000円」を「570,000円」に改め、同条第3項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の東海村国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

東海村国民健康保険税条例新旧対照表

| 現 行 | 改正案 |
|--|---|
| <p>第1条 (略)</p> <p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>660,000円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>660,000円</u>とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第3条～第18条 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>660,000円</u>を超える場合には、<u>660,000円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>260,000円</u>を超える場合には、<u>260,000円</u>)及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>170,000円</u>を超える場合には、<u>170,000円</u>)の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>430,000円</u>(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上</p> | <p>第1条 (略)</p> <p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>670,000円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>670,000円</u>とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第3条～第18条 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>670,000円</u>を超える場合には、<u>670,000円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>260,000円</u>を超える場合には、<u>260,000円</u>)、同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>170,000円</u>を超える場合には、<u>170,000円</u>)並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からエ及びオに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>30,000円</u>を超える場合には、<u>30,000円</u>)の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>430,000円</u>(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上</p> |

の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき305,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～オ (略)

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき560,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～オ (略)

2 (略)

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額)は、当該所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属

の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき310,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～オ (略)

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき570,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～オ (略)

2 (略)

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額)は、当該所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の6に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属

| | |
|--|--|
| する月数を乗じて得た額 (2)～(9) (略) 4 (略) 第19条の2～第23条 (略) | する月数を乗じて得た額 (2)～(9) (略) 4 (略) 第19条の2～第23条 (略) |
|--|--|

承認第8号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定によ
って別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これ
を報告し、承認を求める。

令和8年6月1日 提出

東海村長 山 田



専決処分第 8 号

議会を招集する時間的余裕がないので，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により令和 8 年度東海村一般会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 4 月 1 日

東海村長 山 田 修

令和 8 年度 東海村 一般会計補正予算（第 1 号）

専決処分第8号

令和8年度 東海村一般会計補正予算（第1号）

令和8年度東海村の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,656千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,201,656千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年4月1日 専決処分

東海村長 山 田 修

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------------|-------------|------------|-------|------------|
| 14 国 庫 支 出 金 | | 4,046,040 | 1,656 | 4,047,696 |
| | 2 国 庫 補 助 金 | 692,425 | 1,656 | 694,081 |
| 歳 入 合 計 | | 22,200,000 | 1,656 | 22,201,656 |

歳 出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------|-------------|------------|-------|------------|
| 3 民 生 費 | | 8,030,869 | 1,656 | 8,032,525 |
| | 2 児 童 福 祉 費 | 4,054,062 | 1,656 | 4,055,718 |
| 歳 出 | 合 計 | 22,200,000 | 1,656 | 22,201,656 |

一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|------------|-------|------------|
| 14 国庫支出金 | 4,046,040 | 1,656 | 4,047,696 |
| 歳入合計 | 22,200,000 | 1,656 | 22,201,656 |

歳出

(単位：千円)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | |
|-------|------------|-------|------------|----------|-----|-----|------|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | |
| 3 民生費 | 8,030,869 | 1,656 | 8,032,525 | 1,656 | | | |
| 歳出合計 | 22,200,000 | 1,656 | 22,201,656 | 1,656 | | | |

2 歳 入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説明 |
|------------|---------|-------|---------|------------|-------|---|
| | | | | 区分 | 金額 | |
| 2 民生費国庫補助金 | 494,858 | 1,656 | 496,514 | 2 児童福祉費補助金 | 1,656 | 物価高対応子育て応援手当支給事務費補助金 16 物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金 1,640 |
| 計 | 692,425 | 1,656 | 694,081 | | | |

3 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | 一般財源 | 節 | | 説明 | |
|---------------|-----------|-------|-----------|----------|-----|-----|------|--------------------|-------|-------------------------|-------------|
| | | | | 特定財源 | | | | 区分 | 金額 | | |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | | | | | |
| 1 児童福祉 総務費 | 1,320,628 | 1,656 | 1,322,284 | 1,656 | | | | 11 役務費 | 16 | ○物価高対応子育て応援手当支給 事業 | 1,656 |
| | | | | | | | | 18 負担金、補助 及び交付金 | 1,640 | 口座振込手数料 物価高対応子育て応援手当 | 16 1,640 |
| 計 | 4,054,062 | 1,656 | 4,055,718 | 1,656 | | | | | | | |

議案第 3 2 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に
関する条例の制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関す
る条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 6 月 1 日 提出

東海村長 山 田



提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 6 5 号）の施行に
伴い，職員の賠償責任に係る議会の同意等に関し定めた 5 つの関係条例
の整理を行うための条例の制定

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(東海村水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 東海村水道事業の設置等に関する条例（昭和48年東海村条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正)

第2条 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年東海村条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2の8」を「第243条の2の9」に改める。

(東海村監査委員条例の一部改正)

第3条 東海村監査委員条例（平成11年東海村条例第5号）の一部を次のように改正する。

第7条中「法第243条の2の8第3項」を「法第243条の2の9第3項」に改める。

(東海村病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 東海村病院事業の設置等に関する条例（平成17年東海村条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(東海村下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第5条 東海村下水道事業の設置等に関する条例（平成30年東海村条例第33号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第

8 項」に改める。

附 則

この条例は，地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 6 5 号）附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日（令和 8 年 9 月 2 4 日）から施行する。

東海村水道事業の設置等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

| 現 行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>第1条～第5条（略） （議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により，水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は，当該賠償責任に係る賠償額が1,000,000円以上である場合とする。</p> <p>第7条・第8条（略）</p> | <p>第1条～第5条（略） （議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の9第8項</u>の規定により，水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は，当該賠償責任に係る賠償額が1,000,000円以上である場合とする。</p> <p>第7条・第8条（略）</p> |

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例新旧対照表（第2条関係）

| 現 行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>第1条・第2条 （略） （職員の賠償責任に基づく債務の免除）</p> <p>第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8</u>（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第34条において準用する場合を含む。）の規定による職員の賠償責任に基づく債務で昭和64年1月7日前における事由によるものは、将来に向かって免除する。</p> | <p>第1条・第2条 （略） （職員の賠償責任に基づく債務の免除）</p> <p>第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の9</u>（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第34条において準用する場合を含む。）の規定による職員の賠償責任に基づく債務で昭和64年1月7日前における事由によるものは、将来に向かって免除する。</p> |

東海村監査委員条例新旧対照表（第3条関係）

| 現 行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>第1条～第6条（略） （職員の賠償責任の監査の請求及び要求）</p> <p>第7条 監査委員は、<u>法第243条の2の8第3項</u>又は第8項後段の規定により村長から監査又は意見を求められたときは、やむを得ない場合を除くほか、60日以内にこれを行わなければならない。</p> <p>第8条～第10条（略）</p> | <p>第1条～第6条（略） （職員の賠償責任の監査の請求及び要求）</p> <p>第7条 監査委員は、<u>法第243条の2の9第3項</u>又は第8項後段の規定により村長から監査又は意見を求められたときは、やむを得ない場合を除くほか、60日以内にこれを行わなければならない。</p> <p>第8条～第10条（略）</p> |

東海村病院事業の設置等に関する条例新旧対照表（第4条関係）

| 現 行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>第1条～第4条（略） （議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p> <p>第6条～第16条（略）</p> | <p>第1条～第4条（略） （議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の9第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p> <p>第6条～第16条（略）</p> |

東海村下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表（第5条関係）

| 現 行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>第1条～第5条（略） （議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第6条 法第34条において読み替えて準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p> <p>第7条～第9条（略）</p> | <p>第1条～第5条（略） （議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第6条 法第34条において読み替えて準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の9第8項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p> <p>第7条～第9条（略）</p> |

議案第 3 3 号

東海村公共施設予約オンライン化に伴う関係条例の整備に関する
条例の制定について

東海村公共施設予約オンライン化に伴う関係条例の整備に関する条例
を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 6 月 1 日 提出

東海村長 山 田



提案理由

公共施設の予約手続のオンライン化に伴い、7つの関係条例の料金の
納付等に係る規定を改めるための条例の制定

東海村公共施設予約オンライン化に伴う関係条例の整備に関する
条例

(東海村中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 東海村中央公民館の設置及び管理に関する条例(昭和38年東海村条例第23号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「, 使用の許可を受けた際に」を削り, 「使用料を」の次に「使用開始前までに」を加える。

(東海文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 東海文化センターの設置及び管理に関する条例(昭和52年東海村条例第7号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「前納」を「使用開始前までに納付」に改める。

(東海村コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 東海村コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例(昭和63年東海村条例第3号)の一部を次のように改正する。

第6条中第2項を第3項とし, 第1項の次に次の1項を加える。

2 使用料は, 使用開始前までに納付しなければならない。

別表の2の表中カラオケ設備の項を削る。

(東海村東海駅コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 東海村東海駅コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例(平成5年東海村条例第23号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「前納」を「使用開始前までに納付」に改める。

(東海村姉妹都市交流会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 東海村姉妹都市交流会館の設置及び管理に関する条例(平成13年東海村条例第11号)の一部を次のように改正する。

第12条を第14条とし, 第11条を第13条とする。

第10条中第2項及び第3項を削り, 同条を第12条とする。

第9条を第11条とし、第8条の次に次の2条を加える。

(使用料)

第9条 使用者は、別表に定める使用料を使用開始前までに納付しなければならない。

2 村長は、特別の事由があると認めるときは、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不返還)

第10条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 使用者の責めによらない事由により使用できなかったとき。

(2) 村長が、公益上その他やむを得ない事由により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させたとき。

(3) その他村長が相当の事由があると認めるとき。

(東海村総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 東海村総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成20年東海村条例第33号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「いう。）を」の次に「利用開始前までに」を加え、「前納」を「納付」に改める。

(東海村産業・情報プラザの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第7条 東海村産業・情報プラザの設置及び管理に関する条例（平成27年東海村条例第39号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「前納」を「使用開始前までに納付」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月1日から施行する。

東海村中央公民館の設置及び管理に関する条例新旧対照表（第1条関係）

| 現 行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>第1条～第8条（略） （使用料）</p> <p>第9条 使用者は、<u>使用の許可を受けた際に</u>、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>第10条・第11条（略）</p> <p>別表（略）</p> | <p>第1条～第8条（略） （使用料）</p> <p>第9条 使用者は、別表に定める使用料を<u>使用開始前までに</u>納付しなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>第10条・第11条（略）</p> <p>別表（略）</p> |

東海文化センターの設置及び管理に関する条例新旧対照表（第2条関係）

| 現 行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>第1条～第9条（略） （使用料）</p> <p>第10条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 使用者は、使用料を<u>前納</u>しなければならない。</p> <p>4・5（略）</p> <p>第11条～第18条（略）</p> <p>別表第1～別表第3（略）</p> | <p>第1条～第9条（略） （使用料）</p> <p>第10条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 使用者は、使用料を<u>使用開始前までに納付</u>しなければならない。</p> <p>4・5（略）</p> <p>第11条～第18条（略）</p> <p>別表第1～別表第3（略）</p> |

東海村コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例新旧対照表（第3条関係）

| 現 行 | 改正案 | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|------|----|--------|----|------|------------------|----|----|---|----|----|----|------------------|----|----|
| <p>第1条～第5条（略） （使用料） 第6条（略） <u>2</u>（略） 第7条～第10条（略） 別表（第6条関係） 1 施設の使用料（略） 2 附属設備の使用料</p> | <p>第1条～第5条（略） （使用料） 第6条（略） <u>2</u> <u>使用料は、使用開始前までに納付しなければならない。</u> <u>3</u>（略） 第7条～第10条（略） 別表（第6条関係） 1 施設の使用料（略） 2 附属設備の使用料</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カラオケ設備</td> <td>1曲</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>バーベキュー設備（真崎，舟石川）</td> <td>一式</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 単位 | 料金 | カラオケ設備 | 1曲 | 100円 | バーベキュー設備（真崎，舟石川） | 一式 | 無料 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バーベキュー設備（真崎，舟石川）</td> <td>一式</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 単位 | 料金 | バーベキュー設備（真崎，舟石川） | 一式 | 無料 |
| 区分 | 単位 | 料金 | | | | | | | | | | | | | | |
| カラオケ設備 | 1曲 | 100円 | | | | | | | | | | | | | | |
| バーベキュー設備（真崎，舟石川） | 一式 | 無料 | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | 単位 | 料金 | | | | | | | | | | | | | | |
| バーベキュー設備（真崎，舟石川） | 一式 | 無料 | | | | | | | | | | | | | | |

東海村東海駅コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表（第4条関係）

| 現 行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>第1条～第10条（略） （使用料）</p> <p>第11条（略）</p> <p>2 使用者は、使用料を<u>前納</u>しなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>第12条～第19条（略）</p> <p>別表（略）</p> | <p>第1条～第10条（略） （使用料）</p> <p>第11条（略）</p> <p>2 使用者は、使用料を<u>使用開始前までに納付</u>しなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>第12条～第19条（略）</p> <p>別表（略）</p> |

東海村姉妹都市交流会館の設置及び管理に関する条例新旧対照表（第5条関係）

| 現 行 | 改正案 |
|---|--|
| <p>第1条～第8条（略）</p> <p>第9条（略） （目的以外の使用）</p> <p>第10条（略）</p> <p>2 前項の規定により目的以外の使用の許可を受けた者は、使用の許可を受けた際に、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、村長は、特別の事由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>3 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返還することができる。</p> <p>（1） 使用者の責めによらない事由により使用することができなくなったとき。</p> | <p>第1条～第8条（略）</p> <p><u>（使用料）</u></p> <p>第9条 使用者は、別表に定める使用料を使用開始前までに納付しなければならない。</p> <p>2 村長は、特別の事由があると認めるときは、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p><u>（使用料の不返還）</u></p> <p>第10条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を返還することができる。</p> <p>（1） 使用者の責めによらない事由により使用できなかったとき。</p> <p>（2） 村長が、公益上その他やむを得ない事由により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させたとき。</p> <p>（3） その他村長が相当の事由があると認めるとき。</p> <p>第11条（略） （目的以外の使用）</p> <p>第12条（略）</p> |

(2) その他村長が特別な事由があると認めたとき。

第11条 (略)

第12条 (略)

別表 (略)

第13条 (略)

第14条 (略)

別表 (略)

東海村総合福祉センターの設置及び管理に関する条例新旧対照表（第6条関係）

| 現 行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>第1条～第15条（略） （利用料金の納付等）</p> <p>第16条 利用者は、福祉センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>2（略）</p> <p>第17条～第28条（略）</p> <p>別表第1・別表第2（略）</p> | <p>第1条～第15条（略） （利用料金の納付等）</p> <p>第16条 利用者は、福祉センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を利用開始前までに指定管理者に納付しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>2（略）</p> <p>第17条～第28条（略）</p> <p>別表第1・別表第2（略）</p> |

東海村産業・情報プラザの設置及び管理に関する条例新旧対照表（第7条関係）

| 現 行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>第1条～第6条（略） （使用料）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 別表第2に掲げる多目的ホール、会議室及びスタジオ（以下「多目的ホール等」という。）の使用者は、同表に定める使用料を<u>前納</u>しなければならない。この場合において、別表第3に掲げる附属設備を使用するときは、同表に定める使用料を併せて<u>前納</u>しなければならない。</p> <p>3（略）</p> <p>第8条～第23条（略）</p> <p>別表第1～別表第4（略）</p> | <p>第1条～第6条（略） （使用料）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 別表第2に掲げる多目的ホール、会議室及びスタジオ（以下「多目的ホール等」という。）の使用者は、同表に定める使用料を<u>使用開始前までに納付</u>しなければならない。この場合において、別表第3に掲げる附属設備を使用するときは、同表に定める使用料を併せて<u>使用開始前までに納付</u>しなければならない。</p> <p>3（略）</p> <p>第8条～第23条（略）</p> <p>別表第1～別表第4（略）</p> |

議案第34号

東海村都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

東海村都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年6月1日 提出

東海村長 山 田



提案理由

阿漕ヶ浦公園の野球場及びホッケー場を東海村スポーツ施設条例に基づく施設とするとともに、施設の予約手続のオンライン化に伴う条例の一部改正

東海村都市公園条例の一部を改正する条例

第1条 東海村都市公園条例（昭和54年東海村条例第1号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「利用の許可の際に」を「利用開始前までに」に改める。

第2条 東海村都市公園条例の一部を次のように改正する。

目次中「第3条—第26条」を「第3条—第21条」に、「第26条の2—第26条の15」を「第21条の2—第21条の15」に、「第27条・第28条」を「第22条・第23条」に、「第29条」を「第24条」に改める。

第7条及び第8条を削る。

第8条の2を第7条とし、第8条の3を第7条の2とし、第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

第11条第3項中「並びに第7条第2項」を削り、同条を第10条とする。

第12条第1項中「別表第3」を「別表」に改め、同条を第11条とする。

第13条を第12条とし、第14条を第13条とする。

第15条第6号中「第11条第1項」を「第10条第1項」に改め、同条を第14条とする。

第16条中「第7条」を「第6条」に、「第8条第1項及び第2項、第9条、第10条、第11条第1項」を「第8条、第9条、第10条第1項」に、「第12条」を「第11条」に改め、同条を第15条とする。

第17条中「のうち阿漕ヶ浦公園及び神楽沢近隣公園（以下「指定

管理都市公園」という。)」を削り、「行わせる」の次に「ことができる」を加え、同条を第16条とする。

第18条第1項第1号中「指定管理都市公園」を「都市公園」に改め、同項中第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 第3条第1項及び第3項の規定による使用の許可に関する業務

(3) 第10条第3項の規定による許可の取消し、効力の停止及び条件の変更に関する業務

第18条第2項を削り、同条を第17条とする。

第19条中「指定管理都市公園」を「都市公園」に改め、同条を第18条とする。

第20条から第23条までを削る。

第24条中「又は第7条第2項の許可を受けた者」を削り、同条を第19条とし、第25条を第20条とする。

第26条中「、利用者」を削り、同条を第21条とする。

第2章の2中第26条の2を第21条の2とし、第26条の3を第21条の3とし、第26条の4を第21条の4とする。

第26条の5第7号中「第26条の13」を「第21条の13」に改め、同条を第21条の5とする。

第26条の6を第21条の6とする。

第26条の7第1項第4号中「第26条の10第2項、第26条の11及び第26条の12」を「第21条の10第2項、第21条の11及び第21条の12」に改め、同条を第21条の7とする。

第26条の8第1項第1号中「第26条の6第1号」を「第21条の6第1号」に改め、同項第4号中「第26条の10第2項、第26条の11及び第26条の12」を「第21条の10第2項、第21条の11及び第21条の12」に改め、同条を第21条の8とする。

第26条の9を第21条の9とし、第26条の10を第21条の1

0とし、第26条の11を第21条の11とする。

第26条の12中「第26条の10第2項第2号」を「第21条の10第2項第2号」に改め、同条を第21条の12とし、第26条の13を第21条の13とし、第26条の14を第21条の14とする。

第26条の15中「第26条の5」を「第21条の5」に改め、同条を第21条の15とする。

第27条第1号及び第2号中「第16条」を「第15条」に改め、同条第3号を削り、同条第4号中「第11条」を「第10条」に、「第16条」を「第15条」に改め、同号を同条第3号とし、第3章中同条を第22条とする。

第28条を第23条とする。

第4章中第29条を第24条とする。

別表第1及び別表第2を削る。

別表第3中「第12条関係」を「第11条関係」に改め、同表を別表とし、別表第4を削る。

附 則

この条例は、令和8年9月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和9年4月1日から施行する。

東海村都市公園条例新旧対照表（第1条関係）

| 現 行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>第1条～第19条（略） （利用料金の納付）</p> <p>第20条（略）</p> <p>2 利用料金は、<u>利用の許可の際に納付するものとする</u>。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>3（略）</p> <p>第21条～第29条（略）</p> <p>別表第1～別表第4（略）</p> | <p>第1条～第19条（略） （利用料金の納付）</p> <p>第20条（略）</p> <p>2 利用料金は、<u>利用開始前までに納付するものとする</u>。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>3（略）</p> <p>第21条～第29条（略）</p> <p>別表第1～別表第4（略）</p> |

東海村都市公園条例新旧対照表（第2条関係）

| 現 行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第1章の2 都市公園の配置及び規模に関する技術的基準（第2条の2—第2条の4）</p> <p>第2章 都市公園の管理（第3条—第26条）</p> <p>第2章の2 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準（第26条の2—第26条の15）</p> <p>第3章 罰則（第27条・第28条）</p> <p>第4章 雑則（第29条）</p> <p>附則</p> <p>第1条・第6条 （略）</p> <p><u>（有料公園施設）</u></p> <p><u>第7条 有料公園施設（村が設置し、又は管理する公園施設で有料で利用させるものをいう。以下同じ。）は、別表第1に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>2 有料公園施設の全部又は一部を利用しようとする者は、村長の許可を受けなければならない。</u></p> <p><u>3 村長は、前項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可をしないものとする。</u></p> <p><u>（1） 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>（2） 集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがあるとき又はそのおそれがある組織の利益になると認められるとき。</u></p> <p><u>（3） その他有料公園施設の管理上支障があると認められるとき。</u></p> <p><u>4 村長は、有料公園施設の管理上必要があると認めるときは、第2項の許可に必</u></p> | <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第1章の2 都市公園の配置及び規模に関する技術的基準（第2条の2—第2条の4）</p> <p>第2章 都市公園の管理（第3条—第21条）</p> <p>第2章の2 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準（第21条の2—第21条の15）</p> <p>第3章 罰則（第22条・第23条）</p> <p>第4章 雑則（第24条）</p> <p>附則</p> <p>第1条・第6条 （略）</p> |

要な条件を付することができる。

(有料公園施設の利用期間等)

第8条 有料公園施設の利用期間、利用時間及び休日は、別表第2に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、村長は、特に必要があると認めるときは、臨時に利用期間、利用時間及び休日を変更することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、有料公園施設の管理を指定管理者に行わせる場合においては、指定管理者は、村長が特に必要があると認めるときは、利用期間、利用時間及び休日を変更するものとする。

第8条の2 (略)

第8条の3 (略)

第9条 (略)

第10条 (略)

(監督処分)

第11条 (略)

2 (略)

3 指定管理者は、第3条第1項及び第3項並びに第7条第2項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該許可を取り消し、その効力を停止させ、又はその条件を変更することができる。

(1)～(4) (略)

(使用料)

第12条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは同条第3項又は第3条第1項若しくは同条第3項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第3に掲げる使用料を納付しなければならない。

2・3 (略)

第13条 (略)

第7条 (略)

第7条の2 (略)

第8条 (略)

第9条 (略)

(監督処分)

第10条 (略)

2 (略)

3 指定管理者は、第3条第1項及び第3項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該許可を取り消し、その効力を停止させ、又はその条件を変更することができる。

(1)～(4) (略)

(使用料)

第11条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは同条第3項又は第3条第1項若しくは同条第3項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に掲げる使用料を納付しなければならない。

2・3 (略)

第12条 (略)

第14条 (略)

(届出)

第15条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該行為をした者は、速やかにその旨を村長に届け出なければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 第11条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(公園予定区域等への準用)

第16条 第2条の3、第3条から第7条まで、第8条第1項及び第2項、第9条、第10条、第11条第1項及び第2項並びに第12条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(指定管理者による管理)

第17条 都市公園のうち阿漕ヶ浦公園及び神楽沢近隣公園(以下「指定管理都市公園」という。)の管理は、指定管理者に行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第18条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 指定管理都市公園の維持管理に関する業務

(2) (略)

2 前項に掲げる業務のほか、阿漕ヶ浦公園にあつては、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第3条第1項及び第3項の規定による使用の許可に関する業務

(2) 第7条第2項の規定による有料公園施設に係る利用の許可に関する業務

(3) 第11条第3項の規定による許可の取消し、効力の停止及び条件の変更

第13条 (略)

(届出)

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該行為をした者は、速やかにその旨を村長に届け出なければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 第10条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(公園予定区域等への準用)

第15条 第2条の3、第3条から第6条まで、第8条、第9条、第10条第1項及び第2項並びに第11条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(指定管理者による管理)

第16条 都市公園の管理は、指定管理者に行わせることができるものとする。

(指定管理者の業務)

第17条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 都市公園の維持管理に関する業務

(2) 第3条第1項及び第3項の規定による使用の許可に関する業務

(3) 第10条第3項の規定による許可の取消し、効力の停止及び条件の変更に関する業務

(4) (略)

に関する業務

(指定管理者の指定等)

第19条 指定管理者としての指定を受けようとする者は、指定管理都市公園の管理に関する事業計画書その他村長が必要と認める書類（以下この条において「事業計画書等」という。）を添えて、村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準を総合的に審査し、指定管理都市公園の管理を行わせるに最適な団体を候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1) (略)

(2) 事業計画書等の内容が、指定管理都市公園の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。

(3) (略)

(利用料金の納付)

第20条 阿漕ヶ浦公園の有料公園施設に係る利用の許可を受けた者（使用者を除く。以下「利用者」という。）は、当該有料公園施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

2 利用料金は、利用の許可の際に納付するものとする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

3 利用料金は、別表第4に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ村長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の收受)

第21条 利用料金は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入として收受させる。

(利用料金の減免)

第22条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に掲げるところにより利用料金を減免することができる。この場合におい

(指定管理者の指定等)

第18条 指定管理者としての指定を受けようとする者は、都市公園の管理に関する事業計画書その他村長が必要と認める書類（以下この条において「事業計画書等」という。）を添えて、村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準を総合的に審査し、都市公園の管理を行わせるに最適な団体を候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1) (略)

(2) 事業計画書等の内容が、都市公園の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。

(3) (略)

て、利用料金に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 村が主催し、若しくは共催する事業に使用する場合 利用料金の全額
- (2) 東海村スポーツ協会（加盟団体を含む。）、社会福祉法人東海村社会福祉協議会その他公共的団体等が主催する全村的な規模による事業に使用する場合 利用料金の全額
- (3) 国又は県が主催し、若しくは共催する事業に使用する場合 利用料金の全額
- (4) 村立の保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園又は小中学校が教育又は保育活動のために使用する場合 利用料金の全額
- (5) 東海村スポーツ協会の加盟団体が主催する第2号以外の事業に使用する場合 利用料金の2分の1の額
- (6) その他村長が特に必要と認めた場合 村長が別に定める利用料金（利用料金の不返還）

第23条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 利用者の責めに帰することができない理由によって利用することができなくなったとき。
- (2) 指定管理者が、公益上その他やむを得ない事由により利用の許可を取り消し、又は利用を中止させ、若しくは変更させたとき。

（権利譲渡等の禁止）

第24条 使用者又は第7条第2項の許可を受けた者は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

第25条 （略）

（損害賠償義務）

第26条 使用者、利用者又は指定管理者は、故意又は過失により都市公園の施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、これにより生じた損害を村に賠償しなければならない。ただし、村長が特別の事情があると認めるときは、この限りで

（権利譲渡等の禁止）

第19条 使用者は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

第20条 （略）

（損害賠償義務）

第21条 使用者又は指定管理者は、故意又は過失により都市公園の施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、これにより生じた損害を村に賠償しなければならない。ただし、村長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

ない。

第26条の2 (略)

第26条の3 (略)

第26条の4 (略)

第26条の5 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下この条において「施行令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 次条から第26条の13までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。

第26条の6 (略)

(休憩所及び管理事務所)

第26条の7 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第26条の10第2項、第26条の11及び第26条の12の基準に適合するものであること。

2 (略)

(野外劇場及び野外音楽堂)

第26条の8 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が

第21条の2 (略)

第21条の3 (略)

第21条の4 (略)

第21条の5 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下この条において「施行令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 次条から第21条の13までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。

第21条の6 (略)

(休憩所及び管理事務所)

第21条の7 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第21条の10第2項、第21条の11及び第21条の12の基準に適合するものであること。

2 (略)

(野外劇場及び野外音楽堂)

第21条の8 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が

利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 出入口は、第26条の6第1号の基準に適合するものであること。
- (2)・(3) (略)
- (4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第26条の10第2項、第26条の11及び第26条の12の基準に適合するものであること。

2・3 (略)

第26条の9 (略)

第26条の10 (略)

第26条の11 (略)

第26条の12 前条第1項第1号アからウまで及びオ並びに第2号並びに第2項第2号から第4号までの規定は、第26条の10第2項第2号の便所について準用する。この場合において、前条第2項第2号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

第26条の13 (略)

第26条の14 (略)

第26条の15 第26条の5から前条までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は、第26条の5の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。

(条例違反の場合の過料)

第27条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。

- (1) 第3条第1項又は第3項(第16条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- (2) 第5条(第16条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- (3) 第7条第2項の規定に違反した者

利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 出入口は、第21条の6第1号の基準に適合するものであること。
- (2)・(3) (略)
- (4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第21条の10第2項、第21条の11及び第21条の12の基準に適合するものであること。

2・3 (略)

第21条の9 (略)

第21条の10 (略)

第21条の11 (略)

第21条の12 前条第1項第1号アからウまで及びオ並びに第2号並びに第2項第2号から第4号までの規定は、第21条の10第2項第2号の便所について準用する。この場合において、前条第2項第2号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

第21条の13 (略)

第21条の14 (略)

第21条の15 第21条の5から前条までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は、第21条の5の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。

(条例違反の場合の過料)

第22条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。

- (1) 第3条第1項又は第3項(第15条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- (2) 第5条(第15条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

(4) 第11条(第16条において準用する場合を含む。)の規定による村長又は指定管理者の命令に違反した者

第28条 (略)

第29条 (略)

別表第1(第7条関係)

| 都市公園の名称 | 有料公園施設名 |
|---------|------------|
| 阿漕ヶ浦公園 | 野球場, ホッケー場 |

別表第2(第8条関係)

| 施設名称 | 利用区分 | 利用期間 | 利用時間 | 休日 |
|--------|------|--|------------------|---|
| 阿漕ヶ浦公園 | A面 | 3月1日から 4月30日まで 10月1日から 11月30日まで | 午前9時から 午後5時まで | 月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日)及び年末年始(12月28日から翌年1月3日まで) |
| | | 5月1日から 9月30日まで | 午前9時から 午後6時まで | |
| | B面 | 3月1日から 11月30日まで | 午前9時から 午後9時まで | |
| ホッケー場 | | 通年 | 午前9時から 午後9時まで | |

別表第3(第12条関係)

(3) 第10条(第15条において準用する場合を含む。)の規定による村長又は指定管理者の命令に違反した者

第23条 (略)

第24条 (略)

別表(第11条関係)

(略)

別表第4 (第20条関係)

1 阿漕ヶ浦公園の野球場及びホッケー場の利用料金

| 施設名称 | 金額 (1時間当たり) | |
|--------------|-------------|-------------|
| | 圏域内に住所を有する者 | 圏域外に住所を有する者 |
| 野球場 (A面又はB面) | 150円 | 300円 |
| ホッケー場 (片面) | 850円 | 1,700円 |

備考

- 1 野球場の両面、ホッケー場の全面を利用する場合は、上記の利用料金の2倍の金額とする。
- 2 利用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含む。
- 3 利用時間に1時間未満の端数が生じたときは、これを切り上げて利用料金を算出する。
- 4 圏域とは、東海村、水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町及び城里町の区域をいう。

2 阿漕ヶ浦公園の夜間照明設備の利用料金

| 施設名称 | 利用区分 | 利用単位 | 金額 (1時間当たり) | |
|-------|------|------|-------------|-------------|
| | | | 圏域内に住所を有する者 | 圏域外に住所を有する者 |
| 野球場 | B面 | 全灯 | 1,920円 | 3,840円 |
| ホッケー場 | 全面 | 全灯 | 1,170円 | 2,340円 |
| | | 1/2灯 | 690円 | 1,380円 |
| | 片面 | 全灯 | 690円 | 1,380円 |

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じたときは、これを切り上げて利用料金を算出する。
- 2 圏域とは、東海村、水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、

(略)

茨城町，大洗町及び城里町の区域をいう。

議案第35号

東海村スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について

東海村スポーツ施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年6月1日 提出

東海村長 山 田



提案理由

阿漕ヶ浦公園の野球場及びホッケー場を新たなスポーツ施設として位置付けるとともに、現スポーツ施設使用料の算出の明確化及び施設の予約手続のオンライン化に伴う条例の一部改正

東海村スポーツ施設条例の一部を改正する条例

第1条 東海村スポーツ施設条例（平成17年東海村条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1（2）の表備考中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

1 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り上げて使用料を算出する。

別表第2の1（3）の表備考中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り上げて使用料を算出する。

別表第2の2（1）の表トレーニング室の項中「100円」を「1回当たり100円」に改め、同表備考中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

別表第2の2（2）の表を次のように改める。

（2） 東海スイミングプラザ

| 区分 | 使用料 | | |
|-----------|-------------------|------------------|---------------------------------|
| | 午前（午前9時から午前12時まで） | 午後（午後1時から午後4時まで） | 夕方（7月20日から8月20日までの午後5時から午後7時まで） |
| 大人（中学生以上） | 200円 | 200円 | 200円 |
| 小人（小学生） | 100円 | 100円 | 100円 |

| | | | |
|----|----|----|----|
| 幼児 | 無料 | 無料 | 無料 |
|----|----|----|----|

備考 幼児の使用にあつては保護者同伴とし、当該保護者の使用料は徴収するものとする。

別表第2の2(3)の表備考中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

1 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り上げて使用料を算出する。

第2条 東海村スポーツ施設条例の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「前納」を「使用開始前までに納付」に改める。

第3条 東海村スポーツ施設条例の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

| | |
|-------------|--------------|
| 阿漕ヶ浦公園野球場 | 東海村大字村松579番地 |
| 阿漕ヶ浦公園ホッケー場 | |

別表第1中

「

| | | | |
|-----------|-----------|---------------------------------------|---|
| 久慈川河川敷運動場 | 日の出から日没まで | 1 月曜日(月曜日が休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日) | を |
| | | 2 12月28日から翌年の1月3日まで | |

」

「

| | | | |
|-----------|-----------|---|---|
| 久慈川河川敷運動場 | 日の出から日没まで | <p>1 月曜日(月曜日が休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日)</p> <p>2 12月28日から翌年の1月3日まで</p> | |
| 阿漕ヶ浦公園野球場 | A面 | <p>午前9時から午後5時まで。ただし、5月1日から9月30日までは、午前9時から午後6時まで</p> | <p>1 月曜日(月曜日が休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日)</p> <p>2 12月1日から翌年の2月28日まで</p> |
| | B面 | 午前9時から午後9時まで | <p>1 月曜日(月曜日が休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日)</p> <p>2 12月1日から翌年の2月28日まで</p> |

に

| | | |
|-------------|--------------|--|
| 阿漕ヶ浦公園ホッケー場 | 午前9時から午後9時まで | 1 月曜日(月曜日が休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日) 2 12月28日から翌年の1月3日まで |
|-------------|--------------|--|

」

改める。

別表第2の1に次の3号を加える。

(5) 阿漕ヶ浦公園野球場

| 区分 | 使用料 |
|--------------|------------|
| 野球場 (A面又はB面) | 1時間当たり150円 |

備考

- 1 A面及びB面のいずれも使用する場合は、規定使用料の2倍に相当する額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り上げて使用料を算出する。
- 3 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含む。
- 4 圏域外の者が使用しようとする場合は、規定使用料の2倍に相当する額とする。

(6) 阿漕ヶ浦公園ホッケー場

| 区分 | 使用料 |
|----------------|------------|
| ホッケー場 (A面又はB面) | 1時間当たり850円 |

備考

- 1 A面及びB面のいずれも使用する場合は、規定使用料の2倍に相当する額とする。

- 2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り上げて使用料を算出する。
- 3 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含む。
- 4 圏域外の者が使用しようとする場合は、規定使用料の2倍に相当する額とする。

(7) 阿漕ヶ浦公園野球場及びホッケー場夜間照明設備

| 区分 | | 使用単位 | 使用料 |
|-------|--------------------|------|--------------|
| 野球場 | B面 | 全灯 | 1時間当たり1,920円 |
| ホッケー場 | 全面(A面及びB面のいずれも使用) | 全灯 | 1時間当たり1,170円 |
| | | 1/2灯 | 1時間当たり690円 |
| | 片面(A面又はB面のいずれかを使用) | 全灯 | 1時間当たり690円 |

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り上げて使用料を算出する。
- 2 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含む。
- 3 圏域外の者が使用しようとする場合は、規定使用料の2倍に相当する額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和8年9月1日から、第3条の規定は令和9年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第3条の規定による改正後の東海村スポーツ施設条例第6条の規定による阿漕ヶ浦公園野球場及び阿漕ヶ浦公園ホッケー場に係る指定管

理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

東海村スポーツ施設条例新旧対照表（第1条関係）

| 現 行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>本則（略）</p> <p>別表第1（略）</p> <p>別表第2（第13条関係）</p> <p>1 団体使用の場合</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）東海村テニスコート</p> <p>（略）</p> <p>備考</p> <p><u>1</u>（略）</p> <p><u>2</u>（略）</p> <p>（3）東海南中学校夜間照明グラウンド</p> <p>（略）</p> <p>備考</p> <p>1・2（略）</p> <p><u>3</u>（略）</p> <p>2 個人使用の場合</p> <p>（1）東海村総合体育館</p> | <p>本則（略）</p> <p>別表第1（略）</p> <p>別表第2（第13条関係）</p> <p>1 団体使用の場合</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）東海村テニスコート</p> <p>（略）</p> <p>備考</p> <p><u>1</u> 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り上げて使用料を算出する。</p> <p><u>2</u>（略）</p> <p><u>3</u>（略）</p> <p>（3）東海南中学校夜間照明グラウンド</p> <p>（略）</p> <p>備考</p> <p>1・2（略）</p> <p><u>3</u> 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り上げて使用料を算出する。</p> <p><u>4</u>（略）</p> <p>2 個人使用の場合</p> <p>（1）東海村総合体育館</p> |

| 区分 | 使用料 | | | | |
|---------|-------------------|------------------|---------------------|------------------------|---------------------|
| | 午前（午前9時から午前12時まで） | 午後（午後1時から午後4時まで） | 夕方（午後4時から午後6時30分まで） | 夜間（午後6時30分から午後9時30分まで） | 全日（午前9時から午後9時30分まで） |
| (略) | | | | | |
| トレーニング室 | 100円 | | | | |

備考

1 (略)

2 トレーニング室においては、午前の使用時間の開始時から夜間の使用時間の終了時までの間における連続した使用をいう。

3 (略)

4 (略)

(2) 東海スイミングプラザ

| 区分 | 使用料 | |
|-----------|-------------------|------------------|
| | 午前（午前9時から午前12時まで） | 午後（午後1時から午後7時まで） |
| 大人（中学生以上） | 200円 | 200円 |
| 小人（小学生） | 100円 | 100円 |
| 幼児 | 無料 | 無料 |

備考

1 幼児の使用にあつては保護者同伴とし、当該保護者の使用料は徴収するものとする。

| 区分 | 使用料 | | | | |
|---------|-------------------|------------------|---------------------|------------------------|---------------------|
| | 午前（午前9時から午前12時まで） | 午後（午後1時から午後4時まで） | 夕方（午後4時から午後6時30分まで） | 夜間（午後6時30分から午後9時30分まで） | 全日（午前9時から午後9時30分まで） |
| (略) | | | | | |
| トレーニング室 | 1回当たり100円 | | | | |

備考

1 (略)

2 (略)

3 (略)

(2) 東海スイミングプラザ

| 区分 | 使用料 | | |
|-----------|-------------------|------------------|---------------------------------|
| | 午前（午前9時から午前12時まで） | 午後（午後1時から午後4時まで） | 夕方（7月20日から8月20日までの午後5時から午後7時まで） |
| 大人（中学生以上） | 200円 | 200円 | 200円 |
| 小人（小学生） | 100円 | 100円 | 100円 |
| 幼児 | 無料 | 無料 | 無料 |

備考 幼児の使用にあつては保護者同伴とし、当該保護者の使用料は徴収するものとする。

のとする。

(3) 東海村テニスコート

(略)

備考

1 (略)

2 (略)

別表第3 (略)

(3) 東海村テニスコート

(略)

備考

1 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り上げて使用料を算出する。

2 (略)

3 (略)

別表第3 (略)

東海村スポーツ施設条例新旧対照表（第2条関係）

| 現 行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>第1条～第12条（略） （使用料）</p> <p>第13条（略）</p> <p>2 使用者は、使用料を<u>前納</u>しなければならない。</p> <p>3・4（略）</p> <p>第14条～第18条（略）</p> <p>別表第1～別表第3（略）</p> | <p>第1条～第12条（略） （使用料）</p> <p>第13条（略）</p> <p>2 使用者は、使用料を<u>使用開始前までに納付</u>しなければならない。</p> <p>3・4（略）</p> <p>第14条～第18条（略）</p> <p>別表第1～別表第3（略）</p> |

東海村スポーツ施設条例新旧対照表（第3条関係）

| 現 行 | 改正案 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--|-----|-----|--|----|-----------|-----------|--|---|--------------|-------------|-----|-----|--|--|-----------|-----------|--|-----------|--|--|--|--------------------|---------------------------------------|
| <p>第1条（略） （名称及び位置）</p> | <p>第1条（略） （名称及び位置）</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>第2条 スポーツ施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> | <p>第2条 スポーツ施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="112 453 616 499">名称</th> <th data-bbox="616 453 1115 499">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="112 499 1115 552">(略)</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 位置 | (略) | | <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1120 453 1624 499">名称</th> <th data-bbox="1624 453 2123 499">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1120 499 2123 552">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1120 552 1624 598">阿漕ヶ浦公園野球場</td> <td data-bbox="1624 552 2123 598">東海村大字村松579番地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1120 598 1624 659">阿漕ヶ浦公園ホッケー場</td> <td data-bbox="1624 598 2123 659"></td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 位置 | (略) | | 阿漕ヶ浦公園野球場 | 東海村大字村松579番地 | 阿漕ヶ浦公園ホッケー場 | | | | | | | | | | | | | |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 阿漕ヶ浦公園野球場 | 東海村大字村松579番地 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 阿漕ヶ浦公園ホッケー場 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>第3条～第18条（略）</p> | <p>第3条～第18条（略）</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>別表第1（第7条関係）</p> | <p>別表第1（第7条関係）</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="112 780 439 831">施設名</th> <th data-bbox="439 780 734 831">使用時間</th> <th data-bbox="734 780 1115 831">休業日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" data-bbox="112 831 1115 882">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="112 882 439 1117">久慈川河川敷運動場</td> <td data-bbox="439 882 734 1117">日の出から日没まで</td> <td data-bbox="734 882 1115 1117"> 1 月曜日（月曜日が休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日） 2 12月28日から翌年の1月3日まで </td> </tr> </tbody> </table> | 施設名 | 使用時間 | 休業日 | (略) | | | 久慈川河川敷運動場 | 日の出から日没まで | 1 月曜日（月曜日が休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日） 2 12月28日から翌年の1月3日まで | <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1120 780 1447 831">施設名</th> <th data-bbox="1447 780 1742 831">使用時間</th> <th data-bbox="1742 780 2123 831">休業日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1120 831 2123 882">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1120 882 1447 1117">久慈川河川敷運動場</td> <td data-bbox="1447 882 1742 1117">日の出から日没まで</td> <td data-bbox="1742 882 2123 1117"> 1 月曜日（月曜日が休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日） 2 12月28日から翌年の1月3日まで </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1120 1117 1447 1356">阿漕ヶ浦公園野球場</td> <td data-bbox="1447 1117 1742 1356">A面 午前9時から午後5時まで。ただし、5月1日から9月30日まで は、午前9時から午後6時まで</td> <td data-bbox="1742 1117 2123 1356"> 1 月曜日（月曜日が休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日） 2 12月1日から翌年の2月28日まで </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1120 1356 1447 1444"></td> <td data-bbox="1447 1356 1742 1444">B面 午前9時から午後9時まで</td> <td data-bbox="1742 1356 2123 1444">1 月曜日（月曜日が休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日）</td> </tr> </tbody> </table> | 施設名 | 使用時間 | 休業日 | (略) | | | 久慈川河川敷運動場 | 日の出から日没まで | 1 月曜日（月曜日が休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日） 2 12月28日から翌年の1月3日まで | 阿漕ヶ浦公園野球場 | A面 午前9時から午後5時まで。ただし、5月1日から9月30日まで は、午前9時から午後6時まで | 1 月曜日（月曜日が休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日） 2 12月1日から翌年の2月28日まで | | B面 午前9時から午後9時まで | 1 月曜日（月曜日が休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日） |
| 施設名 | 使用時間 | 休業日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 久慈川河川敷運動場 | 日の出から日没まで | 1 月曜日（月曜日が休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日） 2 12月28日から翌年の1月3日まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施設名 | 使用時間 | 休業日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 久慈川河川敷運動場 | 日の出から日没まで | 1 月曜日（月曜日が休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日） 2 12月28日から翌年の1月3日まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 阿漕ヶ浦公園野球場 | A面 午前9時から午後5時まで。ただし、5月1日から9月30日まで は、午前9時から午後6時まで | 1 月曜日（月曜日が休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日） 2 12月1日から翌年の2月28日まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | B面 午前9時から午後9時まで | 1 月曜日（月曜日が休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

別表第2（第13条関係）

1 団体使用の場合

（1）～（4）（略）

| | | |
|-------------|------------------|--|
| | | 降の最初の休日でない日) 2 12月1日から翌年の2 月28日まで |
| 阿漕ヶ浦公園ホッケー場 | 午前9時から午後9時 まで | 1 月曜日（月曜日が休日に 当たるときは、その翌日以 降の最初の休日でない日） 2 12月28日から翌年の 1月3日まで |

別表第2（第13条関係）

1 団体使用の場合

（1）～（4）（略）

（5）阿漕ヶ浦公園野球場

| 区分 | 使用料 |
|-------------|------------|
| 野球場（A面又はB面） | 1時間当たり150円 |

備考

- 1 A面及びB面のいずれも使用する場合は、規定使用料の2倍に相当する額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り上げて使用料を算出する。
- 3 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含む。
- 4 圏域外の者が使用しようとする場合は、規定使用料の2倍に相当する額とする。

（6）阿漕ヶ浦公園ホッケー場

| 区分 | 使用料 |
|---------------|------------|
| ホッケー場（A面又はB面） | 1時間当たり850円 |

備考

2 (略)

別表第3 (略)

- 1 A面及びB面のいずれも使用する場合は、規定使用料の2倍に相当する額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り上げて使用料を算出する。
- 3 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含む。
- 4 圏域外の者が使用しようとする場合は、規定使用料の2倍に相当する額とする。

(7) 阿漕ヶ浦公園野球場及びホッケー場夜間照明設備

| <u>区分</u> | | <u>使用単位</u> | <u>使用料</u> |
|--------------|---------------------------|-------------|---------------------|
| <u>野球場</u> | <u>B面</u> | <u>全灯</u> | <u>1時間当たり1,920円</u> |
| <u>ホッケー場</u> | <u>全面(A面及びB面のいずれも使用)</u> | <u>全灯</u> | <u>1時間当たり1,170円</u> |
| | | <u>1/2灯</u> | <u>1時間当たり690円</u> |
| | <u>片面(A面又はB面のいずれかを使用)</u> | <u>全灯</u> | <u>1時間当たり690円</u> |

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り上げて使用料を算出する。
- 2 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含む。
- 3 圏域外の者が使用しようとする場合は、規定使用料の2倍に相当する額とする。

2 (略)

別表第3 (略)

令和 8 年度 東海村一般会計補正予算（第 2 号）

議案第36号

令和8年度 東海村一般会計補正予算（第2号）

令和8年度東海村の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,957千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,205,613千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年6月1日 提出

東海村長 山 田



第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------|---------|------------|-------|------------|
| 18 繰入金 | | 1,708,392 | 3,957 | 1,712,349 |
| | 2 基金繰入金 | 1,690,157 | 3,957 | 1,694,114 |
| 歳入合計 | | 22,201,656 | 3,957 | 22,205,613 |

歳 出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------|---------|------------|-------|------------|
| 2 総務費 | | 3,420,546 | 3,957 | 3,424,503 |
| | 1 総務管理費 | 2,981,518 | 3,957 | 2,985,475 |
| 歳出 | 合計 | 22,201,656 | 3,957 | 22,205,613 |

東海村一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------|------------|-------|------------|
| 18 繰入金 | 1,708,392 | 3,957 | 1,712,349 |
| 歳入合計 | 22,201,656 | 3,957 | 22,205,613 |

歳 出

(単位：千円)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | |
|-------|------------|-------|------------|----------|-----|-----|-------|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | |
| 2 総務費 | 3,420,546 | 3,957 | 3,424,503 | | | | 3,957 |
| 歳出合計 | 22,201,656 | 3,957 | 22,205,613 | | | | 3,957 |

2 歳 入

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説明 |
|-------------|-----------|-------|-----------|-------------|-------|-----------------|
| | | | | 区分 | 金額 | |
| 5 財政調整基金繰入金 | 682,084 | 3,957 | 686,041 | 1 財政調整基金繰入金 | 3,957 | 財政調整基金繰入金 3,957 |
| 計 | 1,690,157 | 3,957 | 1,694,114 | | | |

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | 節 | | 説明 | | |
|-------|-----------|-------|-----------|----------|-----|-----|-------|-----------------|-------|---|-------|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 | 区分 | | 金額 | |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | | | | | |
| 6 企画費 | 302,552 | 3,957 | 306,509 | | | | 3,957 | 12 委託料 | 3,829 | ○わかものまちづくり推進事業 中高生の居場所づくり実証事業 運営業務委託料 インターネット回線使用料 | 3,957 |
| | | | | | | | | 13 使用料及び 賃借料 | 128 | | 3,829 |
| 計 | 2,981,518 | 3,957 | 2,985,475 | | | | 3,957 | | | | |

令和8年度東海村水道事業会計補正予算（第1号）

令和8年度 東海村水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和8年度東海村水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和8年度東海村水道事業会計予算第10条を債務負担行為とし、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|---------------------|---------------------|-----------|
| 東海村水道事業浄水場等運転管理業務委託 | 令和8年度から 令和11年度まで | 393,470千円 |

令和8年6月1日提出

東海村長 山田

